（概要版）

令和８年小牧市議会第３回定例会会議録

①　令和８年９月４日第３回市議会定例会（第４日）を小牧市役所議事室に招集された。

②　出席議員は次のとおりである。

１　清　水　隆　宏	２　木　村　哲　也
３　猪　飼　健　治	４　黒　木　　明
５　伊　藤　皇士郎	６　大　上　利　幸
７　阿　部　哲　己	８　余　語　　智
９　佐　藤　早　苗	１０　山　田　美代子
１１　安　江　美代子	１２　谷田貝　将　典
１３　諸　岡　英　実	１４　河　内　　光
１５　永　井　孝　典	１６　佐　藤　　悟
１７　鈴　木　裕　士	１８　星　熊　伸　作
１９　加　藤　晶　子	２０　小　川　真由美
２１　小　沢　国　大	２２　石　田　知早人
２３　河　内　伸　一	２４　小　島　倫　明
２５　舟　橋　秀　和	

③　欠席議員は次のとおりである。

なし

④　地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	天野正基	副市長	笹原浩史
副市長	石川　徹	教育長	中川宣芳
病院事業管理者	谷口健次	市長公室長	駒瀬勝利
総務部長	長尾正人	地域活性化営業部長	落合健一
市民生活部長	小川真治	健康生きがい支え合い推進部長	永井政栄
福祉部長	江口幸全	こども未来部長	川尻卓哉
建設部長	堀場　武	都市政策部長	舟橋朋昭
上下水道部長	三品克二	市民病院事務局長	竹田孝一
教育部長	矢本博士	監査委員事務局長	堀田幸子
消防長	高橋直人	市長公室次長	舟橋知生
総務部次長	古澤健一	地域活性化営業部次長	伊藤加代子

市民生活部次長	堀田正二	健康生きがい支え合い推進部次長	高木晶子
福祉部次長	山本格史	こども未来部次長	野田弘
建設部次長	矢澤浩司	都市政策部次長	川島充裕
上下水道部次長	長坂裕	市民病院事務局次長	佐久間修
教育部次長	長谷川隆司	会計管理者	河村昌二
副消防長	梅田俊之		

⑤　本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	小川正夫	議事課長	松宮克哉
書記	舟橋紀浩	書記	伊藤愛

⑥　会議事件は次のとおりである。

諸般の報告

１　説明員出席要求者の報告

一般質問

１　個人通告質問

議案審議

議案84号　令和７年度小牧市一般会計歳入歳出決算

議案85号　令和７年度小牧市土地取得特別会計歳入歳出決算

議案86号　令和７年度小牧市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議案87号　令和７年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

議案88号　令和７年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

議案89号　令和７年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

議案90号　令和７年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

議案91号　令和７年度小牧市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議案92号　令和７年度小牧市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案93号　令和７年度小牧市病院事業決算

議案94号　令和７年度小牧市水道事業決算

議案95号　令和７年度小牧市下水道事業決算

議案96号　小牧市職員等のハラスメントの防止等に関する条例の制定について

議案97号　小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

議案98号　小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案99号　小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案100号　小牧市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案101号　小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案102号　小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案103号　小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案104号　小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

議案105号　小牧市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例及び小牧市特定教育・保育施設等における重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案106号　小牧市病院事業の設置等に関する条例及び小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案107号　小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案108号　小牧市景観条例の一部を改正する条例の制定について

議案109号　小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案110号　小牧市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定について

議案111号　小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案112号　雨水貯留施設整備工事請負契約の締結について

議案113号　小牧岩崎山前調整池整備工事請負契約の締結について

議案114号　小牧市農業公園の指定管理者の指定について

議案115号　令和８年度小牧市一般会計補正予算（第４号）

議案116号　令和８年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

議案117号　令和８年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案118号　令和８年度小牧市下水道事業会計補正予算（第１号）

（午前10時00分　開　議）

〇議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は25名であります。

〇議長（舟橋秀和）

皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程に入る前に、山田美代子議員から議長のもとに、昨日、９月３日の一般質問、個人通告質問における発言取消しの申出がありました。

発言取消しにつきましては、質問項目１「登下校時の安全対策について」の再質問における安全教育・安全指導に対する発言の一部及び見守りの強化についての答弁を受けての発言の一部であり、小中学校の交通安全教室に関する教育長の答弁を受けての発言の冒頭から「いろいろまだまだ、本当に教育をしていかないといけないかなというふうに思うんです」まで、及び学校、家庭、地域の連携強化に関する答弁を受けて、「はいよく分かります」の後から、「ウに対しての再質問を終わります」までの発言で、私事に関わる不適切な発言として、会議規則第64条の規定により、発言を取り消したい旨の申出があったものであります。

なお、当該部分の取消しに伴い、中川教育長の答弁の一部について、整合を取るため、取り消されますことを御了承ください。

お諮りいたします。

発言取消しにつきましては、申出のとおりこれを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、山田美代子議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

日程第１、「諸般の報告」について、今定例会の説明員として、新たに病院事業管理者に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、御報告申し上げます。

日程第２、「一般質問」に入ります。

昨日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

河内伸一議員。

○２３番（河内伸一）

皆さんおはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております、質問項目１、小牧市民病院の病床数についてを質問いたします。

その前に、本日大変お忙しい中、谷口病院事業管理者、出席賜りまして誠にありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

では、質問に入りたいと思います。

（１）病床数の削減についてであります。

小牧市民病院は、旧病院の老朽化や手狭になった環境を改善するため、2019年、令和元年５月より新病院として開院いたしました。その後、コロナ禍に伴う看護師の人手不足への対応や、職員の負担軽減を図るために、令和５年４月より、病床数520床のうち８W病棟の46床が休床となっております。

このような状況の中、小牧市民病院から、さきの７月30日に医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対する支援制度を活用し、削減する手続を進めるとの報告をいただいたところであります。

近年、我が国では人口減少が急速に進み、その中でも働き手となる現役世代の減少は、様々な職場の人手不足につながっており、小牧市民病院のような医療機関でも例外ではないと思われております。

一方で、高齢社会は進み、65歳以上の高齢者数が今後も増え続ける社会情勢の中では、地域の中核病院である小牧市民病院が果たす役割は、今後も高まるものと考えられます。

したがって、今回の病床削減が今後の地域医療にどのような影響を与えるのか、大変気になるところであります。

以上のことを踏まえ、以下の４点についてお聞きいたします。

アとして、削減する理由を伺います。

イとして、削減に係る国の支援事業について伺います。

ウとして、地域の医療圏における影響を伺います。

エとして、削減に係る病棟の今後の予定について伺います。

以上、分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

〇病院事業管理者（谷口健次）

それでは、質問項目１、小牧市民病院の病床数について、（１）病床数の削減について、ア、削減する理由についてであります。

今回の病床数の削減は、令和５年４月より入院患者の受入れを停止している８W病棟の高度急性期46床について、国が実施する病床数適正化緊急支援事業に合わせて削減申請し、支援金の支給を受けようとするものであります。

８W病棟は、看護師の配置体制、特に夜勤体制の維持が困難となっており、また入院患者数の状況等から１病棟を減らしても病院運営に支障がないと判断したことから、令和５年４月より入院患者の受入れを停止しました。

その後の状況につきましては、令和５年度から令和７年度の３年間において、残りの474床のうち、救急病棟や集中治療室等を除いた一般床にあたる412床が満床となった日は発生していないことから､今後も病院運営に支障が出る可能性は低いと判断し、今回、国が実施する病床数適正化緊急支援事業に合わせて病床数の削減の手続を進めることとしたものであります。

〇市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、イ、削減に係る国の支援事業についてであります。

今回の病床数の削減に係る国の支援事業である病床数適正化緊急支援事業とは、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について国が支援する事業とされております。

事業概要としましては、まず支給対象の要件の一つとして、令和７年12月16日から令和９年３月31日までの間に病床数の削減を行う医療機関となっており、当院はこれに該当しております。

次に、支給額は削減病床１床につき410万4,000円となっておりますが、削減する病床が休床の場合は、１床につき半額の205万2,000円となり、当院はこれに該当するため46床分で9,439万2,000円の支給を見込んでおります。

ただし、国の予算の範囲内で支給されるため、病床数の削減の申請を行った場合でも支援金が支給されない場合があります。その場合は、国が想定する削減数を超える申請が出されたものと判断し、当院は今回の病床数の削減の申請を取り下げます。

〇病院事業管理者（谷口健次）

続きまして、ウ、地域の医療圏における影響についてであります。

国の将来推計によると、2045年に65歳以上の人口が約3,945万人と最も多くなる見

込みが示されております。

一方で、近年は、医療技術の高度化、平均在院日数の短縮化、住民の受療行動の変化、地域の医療機関との役割分担・連携推進等により、我が国全体での入院患者数は国の推計より少なく推移しております。

また､本市が属する尾張北部医療圏における現在の高度急性期､急性期の病床数は、平成28年に策定された愛知県地域医療構想で示された2025年の高度急性期、急性期の必要病床数よりも多くなっております。

このような状況の中、先ほども答弁しましたとおり、当院においても、入院患者の受入れ停止後は、令和５年度から令和７年度の３年間において、残りの一般床が満床となった日は発生しておりません。また、尾張北部医療圏において当院と同様の機能を有する医療機関においても、近年の患者数はコロナ禍以前よりも少ない実績で推移しており、今回の当院の病床数の削減が地域医療に与える影響はないものと考えております。

当院としましては、今回の病床数の削減後も引き続き、地域の医療圏における高度急性期・急性期機能の基幹的な役割を担ってまいります。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、削減に係る病棟の今後の予定についてであります。

病床数適正化緊急支援事業の申請先である県への申請後の状況につきましては、８月６日に尾張北部医療圏の医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、自治体等の関係者が出席する尾張北部構想区域地域医療構想推進委員会において意見聴取が行われ、当院からの申請内容について了承いただいたところでありますが、支援金の決定通知や支給時期は、現時点で未定と聞いております。

今後、支援金の支給決定がされましたら、速やかに補正予算の計上や条例改正等の手続を進めてまいります。

また、削減後の病棟につきましては、当面の間、職員等が行う研修や業務に係るトレーニングの場として活用する予定であります。

以上です。

○２３番（河内伸一）

御答弁ありがとうございました。

削減する理由についてですが、病床数の削減について、令和５年４月より入院患者の受入れを停止している８Ｗ病棟の高度急性期46床について、国が実施する病床数適正化緊急支援事業に合わせた中での削減申請をし、支援金の支給を受けるという答弁でありました。

また、令和５年度から令和７年度の３年間においては、残りの474床のうち､救急病棟や集中治療室等を除いた一般病棟に当たる412床が満床となった日は発生してないということも分かりました。

また、国の支援事業についてですが、そこの中で今回支援額が削減、削減の病床１床につき410万4,000円でありますが、小牧市民病院の場合は休床ということで、その半額の205万2,000円となり、46床でございますので9,439万2,000円の支給を見込んでいるという説明もいただきました。

そういう中で、また削減に関わる病棟の今後の予定については、病床数適正化緊急支援事業の申請先である県への申請後の状況について８月６日に尾張北部医療圏の医師会等で関係者が出席する尾張北部構想区域地域医療構想推進委員会において、意見聴取が行われ、当院、市民病院からの申請内容について了承いただくということも分かりました。

そういう中で、再質問をさせていただきます。

今回、病床数を46床減らし、474床にするということでありますが、病床数の変更に合わせて、人員体制や医療機器の配置など、病院の運営面においても何か変わることがあればお伺いいたします。

〇病院事業管理者（谷口健次）

令和５年度から令和７年度の直近３年間においては、入院患者の受入れ停止中の46床を使用することなく、残りの474床での運営を行ってきたことから運営体制に大きな変更はないものと考えております。引き続き、患者数や平均在院日数等の動向を確認しながら病院運営を行ってまいります。

しかしながら、将来的には、生産年齢人口の減少が進む中で、現状の職員数を確保し続けることは困難になっていくと予想されることから、業務の見直しを行い、デジタル機器やＡＩ等の活用による効率化にも取り組みながら、病院機能の維持に努めてまいります。

また、地域における他の医療機関との役割分担・連携のさらなる推進に取り組み、地域で必要とされる医療を将来にわたって安定的に提供していきたいと考えております。

以上です。

〇２３番（河内伸一）

ありがとうございます。

今後も地域に必要な医療提供体制をしっかりと維持していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

もう１点、再質させていただきます。

小牧市民病院は平時における地域の中核病院としてだけでなく、感染症が流行したときや、大規模な災害があったときにも重要な役割を担うと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症の流行時には、世界中が大混乱になり検査や治療に対する医療機関においては、大変な御苦労あったかと記憶に新しいところであります。また、先日には熊本での震災や、関東地方や北陸地方における大雨によって大きな被害が出ております。

以上の点を踏まえて、今後、新たな感染症の流行や大規模災害があった場合の小牧市民病院の対応についてをお尋ねいたします。

〇病院事業管理者（谷口健次）

議員御指摘のとおり、新たな感染症や大規模災害など平時とは異なる医療需要が発生した場合に、地域の中核病院として必要な医療機能を果たすことは、極めて重要であります。

新たな感染症の流行への対応については、当院は、令和６年５月31日に愛知県知事と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定を締結しております。

具体的な内容は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた際に、愛知県知事からの要請に基づき、当院が医療措置を講ずるものであり、当院は流行最初期に５床、その後の流行初期期間に30床の病床確保を行うとともに、発熱外来を実施するなど地域全体で対応する仕組みが構築されております。

また、災害時の医療につきましては、令和６年第２回定例会において阿部哲己議員へ答弁させていただきましたとおり、当院は、愛知県から、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院、いわゆる災害拠点病院として指定されております。

災害医療は、地震や豪雨水害などいわゆる災害時に行われる初期医療で、限りある人員と医療資源でできるだけ多くの命が救えるよう治療に当たることであります。発災時には、患者や傷病者を重症度・緊急度により振り分けるトリアージと優先度に基づく治療、地域の医療機関との連携搬送を行い、県の災害対策本部とも密に連絡を取りながら災害医療を行ってまいります。

こうした通常の病院運営の範囲を超えるような患者数の受入れが急遽必要になった場合には､県からの特別の要請等に基づき臨時的な対応を行うことも想定されますが、当院としましては、毎年実施している院内での地震防災訓練を通じて、緊急時に適切に患者の受入れができるよう準備をしております。

病床数の削減後も、持続可能な医療提供体制を確保しながら感染症の流行や大規模

災害の発生といった非常時にも、地域の中核病院として必要な医療機能を果たせるよう努めてまいります。

以上です。

○２３番（河内伸一）

御答弁ありがとうございます。

新たな感染症がはやった場合には､大規模災害のような非常事態が発生したときに、小牧市民病院が地域社会にとって必要不可欠なセーフティーネットになると思います。ぜひ、日頃から準備を整えていただき、万が一の事態にも医療機能を果たせるよう努めていただきたいと思います。

また、小牧市民病院は、さきに述べたように尾張北部医療圏の中核病院として、緊急医療、がん診療、高次医療を中心に質の高い医療を提供されているとともに、地域の医療機関との連携を密にされ、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、小牧市民病院経営プランに基づき、取組を推進し、経営努力を重ねながら今後とも各部門が相互に連絡し機能を十分に発揮し、地域住民から信頼をされる高度で質の高い医療の提供を努めていただくことを願い、全ての質問を終了させていただきます。

○議長（舟橋秀和）

次に、伊藤皇士郎議員。

○５番（伊藤皇士郎）

議長から発言許可をいただきましたので大項目２点について、質問をさせていただきます。

まず質問項目１､離婚後の共同親権を含む子どもの利益の確保についてであります。

私は、令和６年12月議会において、共同親権・共同養育に関わる子どもの権利について質問をさせていただきました。

当時はまだ法改正が公布されたばかりの段階であり、面会交流や養育費の取決めがないまま離婚に至るケースの多さ、離婚後に親権を持たない親と子どもが会えなくなってしまう実態、そして、家庭の経済格差が子どもの教育格差につながりかねないことへの懸念を申し上げ、施行を見据えた本市の体制整備をお願いしたところであります。

あれから１年余りがたち、本年４月１日、いよいよ改正民法が施行されるに至りました。選択的共同親権の導入をはじめ、親の責務等に関する規律の新設、養育費の利益確保に向けた見直し、安全安心な親子交流の実現に向けた見直しなど、離婚後の子どもの養育の在り方を大きく転換する制度改正であります。

改めて改正の骨子を申し上げますと、まず、婚姻関係の有無にかかわらず、父母が

子に対して負う責務が明確化され、親権はあくまで、子の利益のために行使されるものであることが法律上明記されました。

また、離婚協議の際には、父母双方または一方を親権者と選択できることとなり、話合いで双方の意見が対立し、合意に至らない場合は子どもの利益の観点から家庭裁判所が判断することとされております。

あわせて、養育費については、債権に先取特権が付与され、取決めがなくても法定養育費を請求できる制度が新設されたほか、強制執行の手続がワンストップ化されるなど、履行確保の実効性が大きく高められました。

これらはいずれも、子どもの権利条約が定める理念に沿うものであります。

同条第９条では、締結国は、子どもがその父母の意思に反して、父母から引き離されないことを確保するとされ、第18条では、父母による共同養育がうたわれております。両親が離婚したとしても、子どもが双方の親から愛情と養育を受け続ける権利は損なわれるべきではない、という考え方であります。

もとより、共同親権・共同養育の推進に当たっては、ＤＶや虐待が背景にあるケースへの安全配慮が大前提であり、今回の改正でも急迫の実情がある場合の単独行使が明確に規定されているものと承知しております。

子どもの利益を最優先に添える理念は、いかなる家庭状況にあっても揺らぐものではありません。

施行から数か月が経過した今、本市における実際の運用状況を検証し、制度の実効性を高めるために、どのような取組が必要かを改めて確認させていただきたく、質問をさせていただきます。

（１）本年４月の法施行後の離婚届提出時の状況についてであります。

アとして、共同親権の選択状況についてお伺いいたします。

イとして、養育費の取決め状況についてお伺いいたします。

ウとして、子育ての分担の取決め状況についてお伺いいたします。

エとして、親子交流の取決め状況についてお伺いいたします。

（２）養育費確保支援制度の状況について。

改正民法により、養育費債権への先取特権の付与や法定養育費制度の創設、執行手続のワンストップ化など、養育費の履行確保に関する実効性が大きく向上いたしました。こうした中、本市では、本年８月から養育費確保支援制度が拡充され、強制執行などの申立てに係る助成制度が新設されたと伺っております。その内容についてお伺いいたします。

（３）親子交流の現状について。

本市において、親子交流支援事業費補助制度が新たに創設されております。この制度は、令和６年12月議会の一般質問において、私自身が兵庫県明石市などの取組を例に挙げながら、本市での導入を提案させていただいたものであります。実際に予算化していただいたことに、改めて当局の御尽力に感謝申し上げます。

離れて暮らす親子が交流を通じてつながりを保つことは、子どもの重要な権利であり、健やかな成長に欠かせない機会であります。そこで以下についてお伺いいたします。

アとして、補助の内容についてお伺いいたします。

イとして、親子交流支援事業の現在の申請状況についてお伺いいたします。

ウとして、親子交流の取決めや、本補助事業の活用を促す案内はどのように行われているのかお伺いいたします。

以上、質問項目、１回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

〇議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

〇福祉部次長（山本格史）

質問項目1、離婚後の共同親権を含む子どもの利益の確保について、（１）本年４月の法施行後の離婚届提出時の状況についてのア共同親権の選択状況についてであります。

アからエまでにつきましては、いずれも本年４月から７月までの間に、協議離婚による離婚届があったもののうち、本市に本籍があり未成年の子がいるケース25件についてお答えします。

アの共同親権については、６件であります。

次に、イの養育費の取決め状況についてでございます。養育費の分担について、「取決めをしている」と記入があったものは18件でございます。

次に、ウの子育ての分担の取決め状況でございます。子育ての分担について「取決めをしている」と記入があったものは21件でございます。

次に、エの親子交流の取決め状況でございます。親子交流について「取決めをしている」と記入があったものは21件でございます。

〇こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、（２）養育費確保支援制度の状況について。本年８月から新設されました強制執行申立て助成の内容についてのお尋ねであります。

民法改正では、親の責務として養育費の支払いが明確に義務づけられ、養育費を回

収するための民事執行の利便性が向上されました。具体的には、養育費債権に先取特権と呼ばれる優先権が付与され、養育費の取決めがなくても子１人につき２万円の法定養育費を請求できるようになりました。

また、養育費について公正証書や調停調書などの債務名義がなくても、相手の現住所が判明しており、合意書など法定養育費の存在を証明する文書があれば差し押えを申立てできるようになりました。ほかにも、執行手続のワンストップ化により、１回の申立てで、勤務先や預貯金の特定から差し押さえまでを一気に進められるようになりました。

民法改正により養育費確保の実効性が向上しましたことから、本年８月から養育費確保支援の助成対象を拡大し、自らが裁判所へ養育費の強制執行を申立てした際に要する手数料や戸籍謄本などの必要書類の取得費用等について、最大２万5,000円を助成できるようにしたものであります。

続きまして、（３）親子交流支援の現状についてのア、補助の内容についてのお尋ねであります。

離れて暮らす親子が交流を通じてつながりを保つことは、子どもの重要な権利であり、健やかな成長に欠かせない機会であります。しかし、様々な事情により父母間のみでは親子交流の実施が難しい場合もあります。

そこで、本市では、親子交流支援事業費補助制度を創設し、親子交流支援団体等の第三者機関の支援を受けて、親子交流を実施する場合の費用の一部を補助することといたしました。

補助対象者は、父母の一方が、18歳未満の子と同居している市内在住の方で、親子交流について書面による取決めがある方や独り親の方、家庭裁判所から親子交流の実施を促された方としており、補助金額は１回当たり上限１万円とし、父母１組につき10回まで、補助金を交付いたします。

本事業を開始することにより、離れて暮らすこととなった親子間の交流を支援するとともに、当事者の経済的負担を軽減しつつ、子どもの利益の確保と健やかな成長につなげていきたいと考えております。

○こども未来部次長（野田　弘）

次に、イ、親子交流支援事業の現在の申請状況につきましては、本制度の利用についてお問合せが１件ありましたが、父母間で親子交流についての同意が得られていないため、現時点では申請に至っておりません。したがいまして、現在のところ申請はありません。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、ウ、親子交流の取決めや本補助事業の活用を促す案内についてのお尋ねであります。

独り親家庭となった経緯や事情は多様であり、離婚後の親権や養育費に関する課題を抱えたまま離婚に至る場合も多くあります。こうした中、子育て世代包括支援センターの独り親相談窓口では、既に独り親となられている方や離婚を検討されている方からの相談を受け付けております。

親子交流支援事業費補助制度については、必要とする方に確実に情報が届くことが重要であると考え、制度の趣旨、対象要件、補助内容、申請方法などについて、より具体的に市ホームページで広く周知するほか、独り親相談窓口においても制度の活用が適当と思われる方には、相談者の個々の事情に応じて制度の利用の流れや留意点について個別に御案内しております。

以上になります。

○５番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございました。

では、順次再質問させていただきます。

まず、（１）の数字の受け止めとして、共同親権の選択状況について申し上げます。対象となる25件のうち、共同親権が選択されたのは６件、24％にとどまりました。もちろん、共同親権はあくまで選択的な制度であり、それぞれの御家庭の事情の中で判断されるべきであるものとは十分理解しております。

しかしながら、離婚後も双方の親が子どもの養育に関わり続けることが、子どもの利益につながるという今回の法改正の理念に照らせば、この24％という数字は、まだまだ低い水準であると考えます。

共同親権という選択肢そのものが、より多くの御家庭にとって現実的な選択肢として認識され、必要な情報や環境が整った上で選ばれていくよう、本市としても御対応していただきたいと考えております。

あわせて、養育費についてです。取決めの手引き配布や公正証書作成支援など、これまで取組の積み重ねもあり、養育費の取決めは18件、率にして72％でされているとのことでした。

しかしながら、令和６年12月にこの一般質問をした際には、児童扶養手当受給者のうち、実際に養育費を受け取っている割合は僅か20.8％にとどまるという答弁をいただいております。取決めをすることと、それが実際に継続して受け取れることとは別の問題ではないかという懸念をしております。以前も、家庭の経済格差が子どもの教育格差につながりかねないことを申し上げました。

そこで再質問をさせていただきます。現在、養育費を受け取っている家庭の割合についてお伺いいたします。

○こども未来部次長（野田　弘）

養育費を受けている割合については、市で確認できるのは、独り親世帯のうち、児童扶養手当受給者のみとなります。本市の児童扶養手当受給者のうち、養育費を受けている人の割合は、令和８年３月時点で22.2％となっています。

○５番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

児童扶養手当受給者のうち、養育費を受け取っている割合は22.2％と以前の質問時点での20.8％から僅かに改善しているものの、依然として８割近い独り親家庭が養育費を受け取れていない状況に変わりはありません。

今回の民法改正では、養育費ｻｲｹｲの先取特権の付与、取決めがなくても請求できる法定養育費制度の創設、そして執行手続のワンストップ化など、養育費を確保するための実務上の後押しが大きく強化されました。しかし、こうした制度が整っても、当事者がその存在を知らなければ活用されることはありません。

そこで再質問をさせていただきます。養育費の確保について、今回の民法改正の趣旨を踏まえ、本市として効果的な周知啓発をどのように行っていくのか、考えをお伺いいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

民法等の一部改正では、親の責務や親権、養育費、親子交流などの様々なルールが新しくなりました。この改正は、父母の離婚後などにおける子どもの養育の在り方に大きな影響を及ぼす重要な制度改正ですので、本市では既に、法務省が作成するパンフレットの配布や市ホームページに法務省やこども家庭庁のホームページのリンク先を掲載し、市民の皆様へ周知をしております。

また、養育費確保支援については、独り親家庭の相談窓口のほか、離婚届の提出時や児童扶養手当の申請時などにおける案内のほか、公証人役場や市内の弁護士事務所などにもチラシ設置の御協力をいただき周知しております。

養育費は、子どもが安心して成長するために欠かせないものであり、子どもの権利でありますので、児童扶養手当の申請時において、法の趣旨を踏まえ、子どもの利益を最優先に確保するため、養育費の取決めを必ず行うよう説明することを徹底してまいります。

以上になります。

○５番（伊藤皇士郎）

ありがとうございます。

御答弁いただいた取組はいずれも重要なものであると思います。その上で要望を申し上げます。離婚届の提出時の窓口の案内は、既に離婚を決断した後の段階であり、そこから協議をやり直すのは、当事者にとって容易ではないと思います。ぜひ、婚姻関係の相談段階や離婚を検討し始めた早い段階から情報が届くよう、周知のタイミングそのものを工夫していただければと思います。

また、当事者の年代を考えれば、市ホームページやチラシだけではなく、ＳＮＳなど当事者が日常に接する媒体でも積極的に活用していただければと思っております。制度が変わったことそのものが､それを最も必要としている方にしっかりと届くよう、実効性のある周知啓発に努めていただければと思います。

養育費に関する質問は以上とし、続いて、（３）の親子交流支援について再質問をさせていただきます。

この親子交流支援事業は、父母が顔を、直接顔を合わせることなく、第三者機関の支援を受けながら親子交流を実施できる。この仕組みは、当事者双方にとって心理的なハードルを下げるとともに、子どもにとっても安心して両親と関わり続けられる大切な選択肢になるものと考えております。だからこそ、この制度を絵に描いた餅で終わるのではなく、本当に必要としている親子の元に届く実効性のある仕組みへと育てていきたいという思いが私にとっては強くございます。

そのためには、実際に交流の場に立ち会っていただく第三者機関がどれほど地域に存在して、本市として利用希望者をどう橋渡しができるのか、ここが鍵になると思っております。

そこでお伺いいたします。この第三者機関について、どのように周知をされるのかお尋ねいたします。

〇こども未来部長（川尻卓哉）

市ホームページに、法務省が公開している親子交流支援団体等の一覧表のリンク先を掲載し、広く周知しております。愛知県内には、３つの親子交流支援団体が登録されており、その所在地は、いずれの団体も名古屋市内であります。独り親相談窓口では、相談者の個々の事情に応じて、支援団体の支援内容などを御案内いたします。

以上になります。

〇５番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

市のホームページで法務省の一覧表をリンクして、愛知県内の３つの支援団体を御案内していただいているとのこと。また、独り親相談窓口でも個々の事情に応じて丁

寧に御案内をいただいているということ心強く感じております。

そもそも、この親子交流支援事業のように第三者機関を活用した交流支援を市独自の補助制度として創設したこと自体、愛知県内では先駆けとなる取組であり、この点はまず大いに評価をしたいと考えております。

その上で、要望を申し上げたいと思います。まず、この制度そのものの発展系としての御提案です。

現時点での問合せは１件、それは父母間の同意が得られず、申請には至らなかったとのことでした。これは裏を返せば、制度を必要としているが、実際に検討している方が既にいらっしゃったということです。この方が合意形成の段階でつまずいてしまったのだとすれば、それにこそ次の支援の可能性があると前向きに捉えたいと思います。

親子交流はあくまで子どものためにあるものです。父母の対立を理由に、交流の入り口にすら立てないという状況は、子どもにとって望ましいものではありません。先進的に取り組んでいる自治体の中には、親子交流の実施そのものだけではなく、実施に向けた事前の相談についても補助の対象としているところもございます。県内でも、その先駆け的なこの制度をさらに一歩進めていただけるよう、実施前段階の相談支援を対象に加えることも、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

また、現在御案内いただいている支援団体は、いずれも名古屋市内とのことですが、父母１組につき10回まで継続的に利用できるという本制度のよさを最大限生かすためにも、より身近な場所で利用できる選択肢があることが望ましいと考えます。制度そのものの改善というよりは、小牧市内あるいはより近い近隣地域でこうした事業に関心を持っていただける団体や担い手を見つけていくという、言わば地域の受皿づくりの話であります。これについては私自身も情報収集や働きかけに力を尽くしてまいりたいと思います。市としての取組にも期待いたします。

動き出したばかりの制度だからこそ、これから利用実績を積み重ねながら、相談支援の充実や地域の受皿づくりといった形で、さらに育てていけるものと確信をしております。全ては子どものために、離れて暮らすことになった親子であっても、子ども、子どもが双方の親から愛情を受け続けられる社会の実現に向けて、私自身も引き続き運用状況を注視してまいりたいと思います。

以上で、項目１の質問を終了させていただきます。

続きまして、質問項目２、学校教育に係る保護者負担についてであります。

物価高騰が続く中、教育費や子育て世帯の経済的負担軽減は極めて重要な課題であります。国政におきましては、昨年12月、自民党、公明党、日本維新の会の３党合意

により、公立小学校における給食費無償化の制度設計がまとまり、本年４月から所得制限を設けず、国が新たな交付金を創設することで市町村に新たな負担を生じさせない形で実施されることとなりました。

こうした国の動きに加え、本市においても、今年度、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中学校の給食費無償化が実現いたしました。このことについては、多くの保護者の皆様から歓迎の声が寄せられると承知しており、私自身も評価しているところであります。

一方で、学校生活においては、給食費以外にも修学旅行費や副教材費など、多様な保護者負担が存在しております。子育て世帯にとって、給食費の無償化は、あくまで負担軽減策の一部であり、学校教育全体を通じて年間どの程度の負担が生じているのかを改めて把握する必要があると考えます。

また、今回の中学校給食費無償化措置は、国の臨時交付金を活用したものであり、時限的な財源に基づく取組であると認識をしております。保護者の皆様の間では、来年度以降もこの制度が継続されるのかしら、そんなような不安の声も上がっております。

こうした問題意識の下、以下質問をさせていただきます。

（１）学校教育に関わる保護者の年間の負担金額について。

アとして、中学１年生から中学３年生までの学校で集める保護者負担額について、項目ごとにお伺いいたします。

イとして、仮に給食費が無償化されなかった場合の保護者負担額についてお伺いいたします。

（２）中学生の給食費無償化について。

アとして､中学生の給食費無償化に係る本市の負担金額についてお伺いいたします。

イとして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を、中学生の給食費無償化に充当した理由についてお伺いいたします。

ウとして、本市に交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付額についてお伺いいたします。

以上、質問項目２、１回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

〇議長（舟橋秀和）

質問項目２について答弁を求めます。

〇教育部次長（長谷川隆司）

質問項目２、学校教育に係る保護者負担について、（１）学校教育に関わる保護者の

年間の負担金額についてのア、中学１年生から中学３年生までの学校で集める保護者負担額を項目ごとに伺うであります。

中学校における主な保護者負担額につきまして、令和７年度の状況でお答えしますと、市内９校の平均で、学用品費が１年生約8,300円、２年生約5,900円、３年生約5,800円、２年生の野外生活費が約31,000円、３年生の修学旅行費が約69,600円となっております。

続きまして、イ、給食費が無償化されていなかった場合の保護者負担であります。

令和７年度につきましては、中学生の給食費無償化の対象は、第２子以降であり、仮に給食費が無償化されなかった場合の保護者負担につきましては、年間の給食実施日181日に単価350円を乗じた63,350円であります。

次に、令和８年度につきましては、中学生の給食費無償化の対象は、従来からの第２子以降に加え、令和８年度に限り第１子を国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することで、全中学生を無償化の対象としているところであります。

また、給食の材料費の高騰に伴い、給食費を350円から380円に、30円値上げする改定を行ったため、仮に給食費が無償化されなかった場合の保護者負担につきましては、年間の給食実施予定日182日に単価380円を乗じた69,160円であります。

次に、（２）中学生の給食費無償化についてのア、中学生の給食費無償化に係る本市の負担金額についてであります。

本年度の中学生の給食費無償化に伴う費用としては、２億6,820万2,000円であり、その財源内訳といたしましては、一般財源を活用した従来からの第２子以降無償化分として１億1,314万6,000円、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した第１子無償化分として１億5,505万6,000円であります。

以上であります。

○市長公室長（駒瀬勝利）

次に、イ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を中学生の給食費無償化に充当した理由についてでありますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かに必要な事業を実施できるよう措置されているものであります。

また、国からは、生活者支援及び事業者支援に係る推奨事業メニューが示されており、その中には、物価高騰に伴う子育て世帯支援として、小中学校等における学校給食費等の支援も位置づけられております。

御質問の中学生の給食費無償化に充当した理由についてでありますが、令和８年第

１回定例会の一般質問において、小沢議員にお答えしましたとおり、学校給食費につきましては、これまでも市独自の子育て支援策として、第３子以降の小中学校給食費及び第２子の中学校給食費について無償化を実施してまいりました。令和８年度は、小学校給食費について、国の交付金や県の補助金を活用することなどにより、完全無償化を実施することとしております。

こうした中、国の令和７年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付が措置されたことから、本市といたしましては、その趣旨及び推奨事業メニューを踏まえ、中学校給食費につきましても、本交付金を活用し、令和８年度に限り、第１子分を無償化することで、完全無償化を実施することとしたものであります。

○市長公室次長（舟橋知生）

続きまして、ウ、本市に交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付額についてのお尋ねであります。

国の令和７年度補正予算による物価高騰対応重点地方創生臨時交付金につきましては、本市に対して交付限度額として８億5,400万円余の交付通知がありました。このうち、１億5,506万円を令和８年度における中学校第１子の給食費を無償化する事業に充当しております。

その他の充当先としては、令和８年度予算では、こまきプレミアム商品券発行助成事業に１億1,675万円、令和７年度の補正予算において市民１人当たり4,000円分のくらし応援商品券を支給する事業に５億7,000万円と、あと市内私立保育園等における給食費の軽減に1,300万円をそれぞれ充当しており、交付限度額の全額を活用することとしております。

すみません。１点、最初の答弁の中で、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金と申し上げましたが、正しくは物価高騰対応重点支援、「支援」が漏れておりまして、重点支援地方創生臨時交付金でありますので、謹んで訂正いたして、お願いするとともにおわび申し上げます。

答弁としては以上です。

○５番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございました。

学用品費や修学旅行費、野外活動費など給食費以外にも、決して軽くない保護者負担が存在していることが改めて明らかになりました。特に、中学３年生では、学用品費、約5,800円に加え、修学旅行費が約６万9,600円かかり、合わせて７万5,000円以上の負担となります。仮に給食費が無償化されていなければ、ここにさらに年間６万

9,160円が上乗せされ、３年生の第１子の家庭では、年間約14万5,000円の負担になっていた計算であります。

なお、学校給食が義務教育に必要不可欠なものであるという点については、過去の本会議における答弁におきましても、学校給食法第一条の目的に基づき、児童生徒の心身の健全な発達や食に関する正しい理解、判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、義務教育には必要不可欠なものであるとの見解が示されております。

一方で、同法第11条においては、施設整備費等を除く学校給食に要する経費、すなわち食材費に相当する給食費については、保護者の負担とすることが規定されているとのことでありました。もちろん、教育の場で必要となる費用は、給食費だけではなく、それら全てを公費で賄うべきだと申し上げるつもりはありません。

しかし、学校給食については、学校給食法という国の法律によって全国一律に位置づけられた制度であり、副教材費などとは性格が異なるものではないかなと考えております。

そこでお尋ねいたします。学校給食が子どもたちの成長や学び、日々の教育活動の中で、どのような意義を持つものだとお考えなのか、お伺いいたします。

○教育長（中川宣芳）

学校給食につきましては､子どもたちに食事の正しい在り方を体得させるとともに、食生活や健康に主体的に関わり、楽しい雰囲気の中で望ましい人間関係を育成し、児童の心身の健全な発達に資するといった役割を果たしておるものと考えております。

また、学習指導要領では、特別活動の学級活動におきまして、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成が位置づけられておりまして､給食の準備や会食、後片づけなどを通しまして、協調性や責任感、感謝の心を育むことが求められておるところであります。

このように、学校給食は、子どもたちの心身の健康を支えるとともに、豊かな人間性や社会性を育む､学校教育に欠かせないものであると考えておるものでございます。

以上です。

○５番（伊藤皇士郎）

教育長、御答弁ありがとうございます。

ただいま教育長よりですね、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。との趣旨の御説明をいただきました。

そもそも食育とは、農林水産省によりますと、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて

食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとされております。

ただいまの教育長の御答弁も、まさにこうした食育の考え方に沿うものと受け止めております。これほど教育上、重要な意義を持つものであれば、その費用負担の在り方についても、改めて教育的な観点から捉え直す必要があるのではないかと考えております。

憲法第26条第２項には、義務教育はこれを無償化、無償とするとあり、学校教育法第16条第17条では、15歳までの計９年間を義務教育と定めております。ただいまの御答弁にありましたとおり、学校給食が教育上必要不可欠な意義を持つものであるのであれば、中学生の給食費を無償化しても何ら不思議ではないと考えております。

最も、学校給食法は、食材費、すなわち給食費については保護者負担とすることを定めております。しかしながら、国会の答弁でも自治体が独自の財源で無償化するところまでは禁止をしておりません。

続いて、（２）についての再質問をさせていただきます。

今年度の中学生給食費無償化に係る費用は２億6,820万円余とのことでありました。その内訳を伺いますと、一般財源を活用した従来からの第２子以降無償化分が１億1,314万円余であるのに対し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した第１子無償化分が１億5,500万円余の全体の過半数を占めております。

また、ただいまの御答弁では、この第１子分の無償化について、今年度に限り実施するものであるとの御説明がございました。つまり、現時点では来年度以降の継続は制度上想定されていないということであります。

さらに、本市に交付された臨時交付金の交付限度額８億5,400万円余のうち、給食費無償化に充当されたのは１億5,500万円余、大体1.6億円ほどにとどまり、残る大半は暮らし応援商品券の支給事業に５億7,000万円、プレミアム商品券発行事業に１億1,600万円ほどと充てられております。

子育て世帯への直接的な支援である給食費無償化よりも、市民全体の消費喚起策により大きな予算が配分されているという実情がうかがえます。

本市は、こども夢・チャレンジNo.１都市宣言を抱え、子育てをしていきたいと思える町、小牧を目指しております。中学生の給食費無償化は、まさにその実現に資する取組であると評価する一方で、今年度限りとされている以上、来年度、保護者負担が再び発生する可能性が高いと言わざるを得ません。

そこでお伺いいたします。来年度以降、同種の物価高騰対応等に係る臨時交付金が本市に交付された場合には、学生、中学生ですね、中学生給食費の無償化継続に優先

的に充当していただけるお考えがあるのか、御認識をお伺いいたします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

今後、国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付された場合につきましては、その時点における交付金の趣旨や推奨事業メニュー本市における物価高騰の影響や市民ニーズなどを踏まえながら、適切な事業に充当していきたいと考えております。

以上となります。

○５番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

現在の答弁ではですね、来年度以降のことなので、まだ分からないと、メニュー等々も出てこないので分からないという趣旨の御説明をいただきました。

しかしながら、これは来年度の家計に直結する子育て世帯にとって切実な問題であります。財源をどこに優先配分するかは、最終的には市の予算編成に係る政治的な判断であると考えます。これまで、ここの議場で諸先輩議員たちと前山下市長の間で議論がるる行われてきたことを承知しております。前山下市長からの考えは何度もお聞きしておりますが、中学生の給食費無償化には、本市にとってどのような意義があるとお考えなのか、行政のトップ、そして政治家として天野市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○市長（天野正基）

伊藤議員の質問にお答えいたします。

中学校の給食費無償化につきましては、さきに市長公室長がお答えしましたとおり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付が措置されたことで、ことから、令和８年度に限り実施することとしたものであります。

一方で、本市の財政状況は、少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加に加え、国の施策の影響による地方負担の増加や物価高騰、人件費の上昇などにより年々厳しさを増しております。このため安定的かつ持続可能な財政運営を行うためには歳出の伸びに対応した財源の確保とともに、事務事業の見直しなどによる歳出削減の取組も急務となっております。

このような中、中学校給食費の完全無償化を恒久的に実施するためには、毎年度多額の一般財源を必要とすることから、他の行政サービスへの影響や将来にわたる財政負担を十分に考慮する必要があります。

まずですね、伊藤議員の質問の趣旨から言えばですね、私は第一義は、やはり義務教育に不可欠なものであれば、国が実施すべきだと考えております。その上で令和９

年度以降の取扱いにつきましては、私といたしましては、実施していきたい考えはあるものの、現時点でお答えできる状況にはありません。

以上です。

○５番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

ただいまですね、市長からも、市長としても本来この無償化というのは国でやるべきではあると思う、大切であるという形でお考えをお聞かせいただきました。

山下市長は、前山下市長はですね、学校給食、同じように学校給食については、学校の給食費については、物価高騰の中で、やはり家庭の負担が非常に大きい、負担感が大きいということから、市としてもこの子育て費用の負担軽減の観点から、給食費の無償化を段階的に拡大しているところだが、しかしながら完全無償化については財政を勘案しながら考えるとお話をされておりました。天野市長もそこは継承されているのかなという認識でおりますが、ぜひですね、御期待をさせていただきたいと思います。

今年度の中学生給食費無償化は、臨時交付金というこれまでの類似の補正予算によって拡充が重ねられてきた財源によって実現してきたものであります。しかも先ほどの御答弁にありましたとおり、この措置は今年度に限り実施されるものであり、来年度以降保護者負担が再び発生することになりかねません。

ただですね、本市の経常収支比率は約90％台で推移しており、新たな施策に充てられる財源に限りがあることは、私自身も重々承知をしております。厳しい財政状況の中、安易に新基準を求めることが現実的でないことも理解しております。

しかしながら、だからこそ既存の業務やコストを見直し、財源を生み出す努力も同時に求められると考えます。ここで何度も出てきておりますが、ＡＩの活用をはじめとした業務効率化、省力化によって、これまで人手や経費をかけてきた部分を削減できる余地はまだまだ残されているのではないでしょうか。そうした取組を積極的に進めることで生み出された財源を、子育て世帯を支える施策に振り向けていただきたいと考えております。

先ほど申し上げたとおり、小学校の給食費無償化については国政における動きにより、本年４月からの実現に至りました。この流れが、いずれ中学生の給食費無償化にも広がっていくことを強く強く期待しておりますし、その一助となるべく、私自身も国への働きかけを行っていきたいと思っております。

しかしながら、国全体の制度として実現するまでには、なお一定の時間を要するものと見込まれます。給食が教育の一環であるのであれば、その恩恵を受けられるかど

うかが財源の谷間によって左右されるようなことであってはならないのではないかと考えております。

改めてですね、市長に要望を申し上げます。国による中学生の給食費無償化が実現するまでの間は、たとえ国の交付金という後ろ盾がなくなったとしても、行財政改革による財源創出も含め、本市独自の工夫によって、中学生の給食無償化を何とか継続をしていただきたい。子育て世帯が安心して子供を育てられる町を実現するため、市長の力強い決断を強く要望し、私の全ての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、黒木　明議員。

○４番（黒木　明）

４番黒木　明、議長のお許しをいただきましたので、質問項目１件について質問させていただきます。

質問項目１、税金について。

現在、市民生活を取り巻く環境は、経済的に非常に厳しいものがあります。食料品、日用品、光熱費をはじめ、生活に必要ないろいろなものの価格が上昇しております。市民はその中から、税金や社会保険料を負担し、住宅費、教育費、医療費なども支払って生活をしております。

行政は市民の立場に立っていろいろな物価が上昇しているからといって、これ以上、市民や市内事業者の負担を増やさないようにする視点も今まで以上に必要と考えます。

財務省が令和８年３月に公表した令和８年度の税金と社会保険料の合計、国民負担率の見通しは45.7％とされています。所得に対して４割半ば、ほぼ半分しか手元に残らない状況と大きな負担になってしまっております。

特に、税金に関しては、愛知では「あいち森と緑づくり税」、国税では、「森林環境税」と似たような税金もあり、税金の負担は増えるばかりです。そのような中でも、宿泊税に関しては、既に自治体独自で導入しているところもあるようですが、名古屋市でも名古屋市宿泊税導入検討委員会条例が公布され、市独自の宿泊税について具体的な検討が行われる段階に入ってます。

入湯税に関しては、小牧市周辺では、犬山市では入湯税を徴収しており、江南市にも条例上、入湯税の規定があります。

一方、小牧市では現在、宿泊税も、入湯税も今のところは新たな負担として課していない状況です。

そこで質問させていただきます。

（１）入湯税について、入湯税導入に対する市の見解を問う。

（２）宿泊税について。

ア、宿泊税導入に対する市の見解を問う。

イ、愛知県が宿泊税を導入した場合、小牧市は導入を拒否することはできるのか問う。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

○総務部長（長尾正人）

それでは、質問項目の１、税金について、（１）入湯税について、入湯税導入に対する市の見解についてであります。

入湯税は、地方税法第701条に規定されており、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税で、その使途は環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護、管理施設の整備、消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備、観光施設の整備を含む観光の振興に要する費用に充てることとされています。

近隣では、犬山市が導入していることは承知をしております。

本市におきましては、現時点で入湯税の導入に向けた具体的な議論はしていない状況であります。入湯税の導入に当たっては、浴場事業者など、関係者の皆様の御理解と御協力が必要であると考えており、現時点では入湯税の導入の必要性は感じておりませんが、今後の鉱泉浴場の数、観光客数の推移や観光財源の需要など状況を見守ってまいりたいと考えております。

続きまして、（２）宿泊税について。

アの宿泊税導入に対する市の見解についてであります。

宿泊税は、地方税法第731条第１項に規定する法定外目的税として、観光振興やいわゆるオーバーツーリズム対策として導入している自治体があり、県内では常滑市が導入していることは承知しております。

法定外目的税は、条例で定める特定の費用に充てるために課することのできる税とされており、総務大臣の同意を要します。

本市におきましては、現時点で宿泊税の導入に向けた具体的な議論はしていない状況であります。新たな法定外目的税の導入に当たっては、課税の必要性や使途の明確化、さらには宿泊事業者をはじめとする観光業界の皆様の御理解など、多くの課題が存在すると考えております。

現時点では、宿泊税の導入の必要性は感じておりませんが、今後の観光客数の推移

や観光財源の需要などの状況を見守ってまいりたいと考えております。

続きまして、イの愛知県が宿泊税を導入した場合、小牧市は導入を拒否することはできるのかについてであります。

愛知県において宿泊税の検討がなされているのかは承知しておりませんが、仮に県内全域に適用される条例が制定されれば、小牧市内にあるホテルなどにも宿泊税が適用されるものと考えております。

以上であります。

○４番（黒木　明）

御回答ありがとうございました。

（１）入湯税について、現時点では入湯税の導入の必要性は感じていないということが確認できましたが、今後の鉱泉浴場の数、観光客数の推移や観光財源の需要などの状況を見守っていくとのことですが、現在、小牧市には大規模な鉱泉浴場は１か所ですが、過去には小規模な鉱泉浴場を含めると、複数箇所存在していたこともございます。

例えば、今後の開発で、小牧市内に新たな良質な鉱泉が見つかり、鉱泉浴場の数が増えたとしても、入湯税は利用する市民に対しては増税になってしまいます。小牧市の場合、現在対象となり得る温泉施設は限られていますが、新たな税をつくれば、市民や利用者に負担が生じることになってしまいます。

また、浴場関係者にも徴収、管理、申請、納付など、新たな事業が生じてしまいます。市役所側にも新たな事務が発生し、職員の仕事も増えてしまいます。市民に対して新たな税負担につながる入湯税は、現在と同様に今後においても必要性がない、必要性を感じない方向でお願いしたいです。

宿泊税に関して、ア、宿泊税についても、現時点では導入の必要性は感じていないとのことが確認できました。今後におきましても、入湯税と同様に必要性を感じない方向でお願いしたいです。

イ、愛知県が宿泊税を導入した場合については、仮に、県内全域に適用される条例が制定されれば、小牧市内のホテルにも宿泊税が適用されるという答弁でした。新たな税負担につながる宿泊税についても私は導入に否定的な立場からしますと、そうなってしまう前に、将来愛知県が宿泊税を具体的に検討することがあれば、小牧市の宿泊業者への影響や､小牧市内で徴収される税額､小牧市への還元などを十分に確認し、できれば課税対象からの除外も含め、県が導入することを検討する前段階から、小牧市の立場を前もって伝えていただくことも可能かと感じます。

小牧市は、観光振興基本計画において、夢チャレンジ観光都市小牧を掲げておりま

す。近隣に観光都市として大成功し、大きな実績を持つ犬山市がありますが、小牧市の観光産業はまだまだ伸び代たっぷりです。将来的にもその伸び代を新たな税で蓋をするのはもったいないと感じております。小牧市は織田信長ゆかりの町です。小牧山城をつくり、城下町をつくり、信長が後に進めたことで知られる政策の一つに、楽市楽座があります。税負担や規制を軽くすることによって、人や商人を呼び込み、地域を活性化させるという発想がありました。小牧市を尾張北部の観光拠点として育てる選択肢もあると思います。

戦後、日本がかつて最も活気のあった1980年中期、日本人の国民負担率は約35％程度で消費税もありませんでした。物価上昇、生活困窮で生活が苦しい今の市民の手取りを増やすためにはまず、入湯税、宿泊税などを新たな税をつくるのではなく、これ以上、１円たりとも一切の増税を許さない市政をお願いして、全ての質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

次に、小沢国大議員。

○２１番（小沢国大）

21番小沢国大。皆様こんにちは、早速でありますが、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります、質問項目２点について質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問項目１、米野小学校建て替え工事期間中の児童の学校生活について。

米野小学校建て替えに関する近隣住民への工事説明会が８月18日に開催されました。私は過去様々な説明会に出席をさせていただきました。参加者からは厳しい御意見をいただくことが必ずあるような記憶ですが、今回の説明会の参加者からは建設的な質問や意見が多くあったことからも、前向きに捉えていると考えられることから、工事に関しては、安全に十分配慮し、着実に進めていただくよう強く願うところであります。

説明会では、制限をし、工事に関することでの質問や、要望事項が主な声として上げられたので、説明会の後、参加者からは児童の教育環境や運動、部活動に対する声が私のところに寄せられました。

住民の期待が高まっている中、建て替えに関する不安要素については、早期対応と早期解決が重要となってくることから、次の点についてお尋ねをいたします。

（１）教育環境の安全確保について。

住民説明会では、工事中の安全対策について説明があったところでありますが、教育環境の安全確保についてお伺いいたします。

（２）運動機会の保障について。

工事については、米野小学校敷地内で進んでいくため、様々な制限がかかってくるかと思います。

そこで、アとして、施設の使用制限の状況についてお伺いをいたします。

イとして、代替えの運動施設の確保についてお伺いをいたします。

ウとして、児童の運動機会の維持、拡充策についてお伺いをいたします。

エとして、部活動への影響についてお伺いをいたします。

（３）学校行事への影響について。

アとして、教職員への支援体制についてお伺いをいたします。

イとして、行事等への影響についてお伺いをいたします。

ウとして、地域、保護者との連携についてお伺いをいたします。

（４）学校開放について。

工事期間中の地域の学校開放利用者に対し､今後どのような調整を行っていくのか、お伺いをいたします。

以上で、質問項目１、１回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

〇教育部長（矢本博士）

それでは質問項目１、米野小学校建て替え工事期間中の児童の学校生活について。

（１）教育環境の安全確保について。住民説明会では、工事中の安全対策について説明があったが、教育環境の安全確保についてのお尋ねであります。

工事期間中におきましては、児童の安全確保とともに教育環境への影響を最小限に抑えるように努めてまいります。具体的には、工事エリアと学校生活エリアを明確に分離し、安全な通行動線を確保するとともに、騒音や振動が発生する作業につきましては、授業への影響に配慮した工程管理を行います。

また、工事期間中におきましても、可能な範囲で学習活動や体育、遊びを行うことができる屋外活動スペースを確保するなど、教育活動に支障が生じないよう、学校及び施工業者と密に連携をしながら､安全で安心な教育環境の維持に努めてまいります。

続きまして、（２）運動機会の保障について。アとして、施設の使用制限の状況についてであります。

米野小学校の改築工事につきましては、まず既存のプール及び児童クラブ棟を解体した後、現在のグラウンド部分に新校舎及び新体育館の建設を開始いたします。新校舎・新体育館の供用開始は、令和10年度の２学期を予定しており、児童等が新校舎へ

移転した後に、旧校舎及び旧体育館の解体並びに新たなグラウンドを含む外構整備を行い、令和11年度の２学期に全面供用開始とする計画であります。

そのため、グラウンドにつきましては、工事着手から令和11年度２学期の全面供用開始までの間、利用ができなくなります。一方、体育館につきましては、新体育館の供用開始後に、既存体育館の解体工事を行うため、継続的に利用いただくことができます。

続きまして、イとして、代替の運動施設の確保についてであります。

工事期間中におきましても、可能な範囲で、学校敷地内に児童が学習や活動、遊びを行うことができる屋外活動スペースを確保いたします。また、グラウンドが使用できなくなることから、代替のグラウンドとして城見公園を活用し、計画的に体育の授業等を実施していく予定であります。

なお、運動会につきましては、パークアリーナ小牧のメインアリーナでの実施を予定しているところであります。

続きまして、ウとして、児童の運動機会の維持・拡充策についてであります。

工事期間中におきましても、利用可能な体育館や屋外活動スペース、代替グラウンドの活用を図るとともに、活動内容を工夫することで、児童の体力づくりや健全な成長に必要な運動機会を確保していきたいと考えております。

続きまして、エとして部活動への影響についてであります。

まず、グラウンドを主な活動場所とする部活動につきましては、学校からは、工事期間中､グラウンドが使用できなくなることを踏まえまして､前もって現在の４年生、５年生の募集は行っておらず、本年度の６年生の活動を最後に、令和11年度まで休部とすると聞いております。

一方、体育館や校舎を主な活動場所とする部活動につきましては、工事期間中も、引き続き、児童が安全に活動を継続することができるように、安全な活動場所の確保や工事工程の調整に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、（３）学校行事への影響について、アとして、教職員の支援体制についてであります。

工事期間中は、教育委員会、学校及び施工業者が定期的に情報共有を行い、工事工程や安全対策に関する調整を組織的に進めてまいります。特に、工事に伴う各種調整や施工管理につきましては、教育委員会及び施工業者が主体的に対応することで、学校現場や教職員に過度な負担が生じることのないように努めてまいります。

続きまして、イとして行事等への影響についてであります。

工事期間中は、一部の学校行事について実施方法や実施時期の調整が必要になる場

合がありますが、児童の学びや成長の機会を確保することを基本として対応してまいります。具体的には、運動会や大なわ跳び大会、体力テストなど、屋外で実施する学校行事の計画に当たりましては、工事工程を踏まえながら、必要な活動場所や動線の確保を図るとともに、必要に応じて実施方法や実施時期の見直しを検討するなど、学校行事が円滑に実施できるように取り組んでまいります。

続きまして、ウとして地域・保護者との連携についてであります。

学校の改築工事を進めるに当たりましては、学校、保護者、地域及び施工業者が相互に情報を共有しながら進めていくことが重要であると考えております。このため、工事の進捗状況や学校活動への影響、安全対策などにつきましては、保護者連絡用アプリなどを活用し、保護者の皆様へ適切な情報提供を行ってまいります。

また、地域の皆様に対しましても、建設現場に設置を行うデジタル掲示板などを活用して丁寧に周知を行い、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただく中で、工事を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

続きまして、学校開放について、工事期間中の地域の学校開放利用者に対し、今後どのような調整を行っていくのかについてであります。

学校体育施設の開放では、学校教育に支障のない範囲において、地域の皆様のスポーツなどの場として、体育館やグラウンドなどの施設を開放しております。

先ほどの答弁にもありましたとおり、工事期間中は、グラウンドは使用することができませんが、体育館につきましては継続的に使用することができますので、利用団体に対して、事前に工事スケジュールを説明するなど、利用に関する情報を適時、適切に提供してまいります。

また、新校舎の供用開始後につきましても、地域の皆様が引き続き、活動に取り組むことができるよう調整してまいります。

以上であります。

○２１番（小沢国大）

それぞれに御答弁をいただきました。先ほど私、（２）の運動機会の保障のところのイのところでですね、「代替」と申し上げないといけないところを「代替え」と言ってしまいましたので謹んで訂正を申し上げたいというふうに思います。

それでは、随時再質問してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

まずは教育環境の安全確保についてお答えをいただきました。

まだ工事が本格的に始まっていないので進めていく中で、もしかしたら予定どおり

に進められない事態もあるかもしれませんが、工事自体が極めて校舎に隣接しておりますので、可能な限り児童への御配慮を重ねてお願い申し上げたいというふうに思います。

ここで１点、再質問をさせていただきたいと思いますが、既に工事車両が出入りしていることもあり、特に学校の南東門から通学してくる児童に影響が出てきているかと思いますが、工事車両が出入りする門の児童の登下校時の安全対策についてお伺いをしたいと思います。

○教育部長（矢本博士）

米野小学校改築工事の工事車両は、敷地の南東門と南西門の２か所を使用する計画であります。

このうち､工事車両の主な出入口となります南東門につきましては､工事期間中は、工事車両専用の出入口とし、これまで南東門を利用していた児童につきましては、通学路を変更し、南西門から登下校をしていただきます。これにより、児童と工事車両の動線を分離し、接触リスクの低減を図ります。

また、児童が登下校で使用する南西門におきましては、登下校時間帯は工事車両の通行を制限いたします。その上で、それぞれの門に交通誘導員を配置するとともに、車両検知システムを設置し、工事期間中における児童の登下校時の安全確保に努めてまいります。

以上であります。

○２１番（小沢国大）

交通誘導員等を配置していただけるということで、今朝もですね、多くの教師の方が、外に出てですね、見守りをしていただいているのもお見受けをさせていただきました。適宜ですね、子どもたちの安全対策のためにお願いをしたいなというふうに思います。

ただ若干ですね、１点懸念をしていることがございまして、お伝えをさせていただきたいなというふうに思います。米野小学校南の歩道橋のある交差点から西に行きますと、応時中学校前の交差点までですね、横断歩道や信号がないですね、こういった状況がございまして、地域住民は南北に道路を縦断することが多く見られます。

学校に報告が入ってるか分かりませんが、先日、地域のラジオ体操に参加してくれた児童がですね、南西の門から出て、そのまま南に下ると、早く南のほうの地域に入れるものですから、先ほど道路をその道路を縦断する際にですね、渋滞している車の間から飛び出してしまって事故になりかけたというところを目撃をしました。特に東行きは渋滞していることが多くて、そして車が列をどうしてもつくってしまうことも

ありますし､西行きは逆にスピードが出るような道路構造になっているものですから、今年で悲しい事故があったばかりでございますので、未然に痛ましい事故を防ぐためにも、信号や歩道橋を使い、安全に道路を渡るようにですね、学校を通じて交通安全の指導ですね。しっかりしていただきたいなというふうに思います。これは要望でございますのでよろしくお願いします。

続いて、（２）運動機会の保障についてそれぞれお答えをいただきました。

令和11年の２学期から全面供用開始予定をしているということで、その間に影響が出てくるかというふうに思います。

イの代替の運動施設の確保について、こちらで１点再質問をしたいと思います。

今年は、パークアリーナ小牧で運動会を実施するとのことでございましたが、子どもたちはどのように移動する予定になっているのか、こちらについてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

〇教育部長（矢本博士）

運動会につきましては、工事期間中の代替会場として、パークアリーナ小牧での実施を予定しております。その際の児童の移動につきましては、原則として、保護者の皆様に送迎をお願いする予定であります。ただし、送迎が困難な御家庭につきましては、貸切りバスによる移動を予定しております。

以上であります。

〇２１番（小沢国大）

御答弁をいただきました。

今年に関しては、送迎が必要になることや、そういった、そういったことが難しい方は、貸出しバスも考えていただいているようでありますが、地域で見守ってきた方やですね、お近くに祖父母がいる方は、今年はパークアリーナ小牧で開催するので見に行くことができない、残念だという声も実際数人からあり、お願いもありました。その中で現実的なものとして、近接する応時中学校のグラウンドを代替会場として利用できるように調整いただくと、そういった方々も引き続き子どもたちの活躍を見ることもできると思いますし、バスの借り上げ料もほかの予算に回すこともできるかと思いますので、ぜひとも御検討いただきたいなというふうに思います。

（３）学校行事への影響についてのそれぞれの項目と、（４）学校開放については再質問ありませんが、いずれにいたしましても、実施されていく米野小学校の建て替えは、小学校に通う児童やこの地域にとっても大変重要な案件になってまいります。くれぐれも丁寧に進めていただきますよう強くお願い申し上げまして、質問項目１を終わります。

続きまして、質問項目２、小牧市民駅伝競走大会について質問をさせていただきたいというふうに思います。

今年は第45回小牧市民駅伝競走大会が予定されています。地域の担い手不足もあり、数年前から私も走路員として走者を見守ってまいりました。近年では、この小牧市民駅伝競走大会の参加者が減少しているように感じるところでありますし、走路員を担っている方々の高齢化の影響もあり、思わぬアクシデントがあることや、コースを確保することへの理解が、得られないと、得られていないと感じる場面も何度か遭遇をいたしました。

そうした中で、先日、小牧市民駅伝競走大会の終了のお知らせが市より出され、長年の歴史に幕を閉じる形となってまいります。差し当たって小牧市民駅伝競走大会は今年で最後となりますが、締めくくりとしてふさわしい運営をすべきであると考え、次の点をお尋ねいたします。

（１）小牧市民駅伝競走大会の終了について、終了となった経緯についてお伺いをいたします。

（２）第45回小牧市民駅伝競走大会の運営について、今年で最後となる45回目の小牧市民駅伝競走大会の開催に当たり、どのような工夫をされるかお伺いをいたします。

以上で、質問項目２，１回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目２について答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

質問項目２、小牧市民駅伝競走大会について、（１）小牧市民駅伝競走大会の終了について、終了となった経緯についてであります。

小牧市民駅伝競走大会は、昭和57年度に開始して以来、小牧シティマラソン大会とともに、本市の２大ロードレースとして長年市民の皆様に親しまれ、本市のスポーツ振興や地域交流に大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、近年は参加チーム数が大きく減少しており、平成26年度の178チームをピークに、昨年度には70チームとなり、それに伴い、参加者数は1,506人から560人に減少しております。特に、高校生以下のチームにつきましては、平成26年度には中学男子、中学女子及び高校生部門を合わせて82チームでしたが、昨年度には14チームにとどまっております。

こうした状況から、本大会の特色の一つである、選手が仲間とたすきをつなぎながら、市街地コースを走る機会を提供するという役割も、以前と比べて薄れてきているものと認識しております。

また、令和７年第１回定例会の一般質問においても小沢議員にお答えさせていただきましたが、駅伝競走大会、シティマラソン大会は、警備員を除き400名を超えるボランティアスタッフの皆様に支えられ開催してまいりましたが、交通量の増加に伴う安全対策の強化など、年々増加する運営スタッフの確保が課題となっております。

さらに、10キロメートルでコースを設定するシティマラソン大会に比べ、駅伝競走大会は全長21.8キロメートルに及ぶため、中継所の運営や選手の安全管理に、より多くの人員を配置する必要があります。このような参加状況の変化や運営上の課題を総合的に勘案した結果、誠に残念ではありますが、本年開催する第45回大会をもちまして、小牧市民駅伝競走大会を終了するものであります。

続きまして、（２）第45回小牧市民駅伝競走大会の運営について、今年で最後となる45回目の小牧市民駅伝競走大会の開催に当たっての工夫についてであります。

第45回大会は、45年の歴史を締めくくる最後の大会であることから、多くの市民の皆様の記憶に残る大会となるよう、取り組んでまいります。

まずは、最後の大会を盛り上げるため、これまでの大会の歩みを振り返る記念パネルの展示や、歴代大会の写真や映像を活用したショート動画の制作・配信などを通じて、本大会が45年にわたり果たしてきた役割と魅力を広く発信し、参加を呼びかけてまいります。

次に、会場には、45回の歴史を振り返るとともに、これまで大会を支えていただいた選手、ボランティア、関係団体をはじめ、多くの皆様への感謝の気持ちをお伝えするメッセージなどを掲出するほか、参加者の皆様にもメッセージを御記入いただけるコーナーを設けるなど、最後の大会にふさわしい雰囲気づくりと、思い出に残る大会運営に努めてまいります。

こうした取組を通じて、本大会を支えていただいた選手、ボランティア、関係団体をはじめ、多くの皆様への感謝の気持ちをお伝えするとともに、本市のスポーツ史に刻まれる大会となることを期待しております。

以上となります。

○２１番（小沢国大）

それぞれ御答弁をいただきました。それぞれに対し所見を述べた後に、１点だけ再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは終了となった経緯についてお答えをいただきました。

10年くらい前に議員有志で私も走ったことがありますし、天野市長もですね、選手として出場されていたと記憶をしております。ランナーの方々からですね、この大会のことを聞きますと、最近では簡略化されていることが多い中で、本市では、２回点

呼があり、運営がしっかりとしていることや、公道を約20キロ以上走る、本当にしっかりした駅伝のいい大会であるというふうに評価をお聞きしております。

しかしながらですね、長年走路員をされていた方々からも最近の大会は寂しくなった、いずれは廃止を検討すべきだという声が上がってきたので、しかるべきタイミングが来たのではないかなというふうに私自身は思っているとこでございます。

そして、（２）第45回小牧市民駅伝競走大会の内容についても多くの企画が盛り込まれていることが分かりました。選手の皆さんも一生懸命走る中、大会関係者をはじめ、運営スタッフや警察、警備員や走路員、携わる皆さんでつなげてきた大切なものであると私は思っております。

そこで１点だけ再質問をさせていただきたいというふうに思います。小牧市には高い参加者を誇る小牧シティマラソンがあります。他の自治体ではランフェスティバルのような豊富なレパートリーがあるイベントやリレー部門を設けているところも見受けられるようになりました。

そこで、小牧市民駅伝競走大会を廃止した後、小牧シティマラソンに組み込み、新たな形につなげていく考えがないか、最後にお尋ねをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

ほかの自治体の事例として、親子ペアランや、リレーマラソン、ファミリーマラソンなどがあることは把握しており、これらの取組は、参加者の増加だけでなく、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化にもつながることから、市といたしましても、今後の大会運営の参考として、調査・研究をしてまいります。

また、今後につきましては、本市の駅伝大会は終了いたしますが、愛知県市町村対抗駅伝競走大会には参加いたしますので、選手の選考会、記録会の開催、当日のサポートなど、引き続き、選手育成への支援に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

本市が目指すのは、事業を廃止して終わることではなく、限られた財源や人的資源を有効に活用しながら、時代のニーズに即したスポーツ施策への転換であります。今後も、既存事業の充実や新たな取組の検討を進め、市民の皆様の健康増進や、スポーツに親しむ機会の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○２１番（小沢国大）

御答弁をいただきました。９月といえばですね、一昔前は運動会の時期でしたが、運動会の中でも最近は様々な競技に順位をつけないことも増えてまいりましたし、マ

ラソン大会の考え方もですね、競って走る競争から共に走る競争へと変化していることもあると思いますので、その辺りも考慮しながら小牧市に合った新たなやり方を模索していただきたいというふうに思います。

今年で最後となる小牧市民駅伝競走大会を惜しむ声もたくさん聞いております。最後までしっかりと運営し、つないできたバトンをしっかりとゴールできる最後にふさわしい大会になることを願いつつ、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時49分　休　憩）

（午後１時00分　再　開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、大上利幸議員。

○６番（大上利幸）

６番大上利幸。それでは質問に入ります。

質問項目１、株式会社オアシス小牧について。

小牧オアシスはＮＨＫのクローズアップ現代でも放映され、地元ではとてもよい施設ができると大きな期待を寄せていました。しかし、令和７年10月28日の読売新聞では、小牧オアシス凍結状態、資材高騰工事止まる、業者との契約トラブルもの見出しと、その記事内容から多くの東部市民が落胆されていたため、昨年12月に質問をさせていただきました。

今回は、令和８年６月27日の中日新聞での小牧オアシス2.4億円追徴、名古屋国税局指摘、消費税を不正還付、悪質税逃れ、資金難の果て、事業費膨張、44億から140億の見出しと、その記事内容から東部市民の落胆はさらに大きくなっているため、質問をさせていただきます。

（１）株式会社オアシス小牧の資力及び信用の確認について。

昨年12月の堀場部長の答弁において、一部省略させていただきますが、規模が１ヘクタール以上になる場合については、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることの確認が加わります。その具体的な確認方法でありますが、申請

者の資力及び信用については、資金計画書により当該開発行為の施行に関する収支を過当に見積もっていないか。また、納税証明書により、税の滞納がないかなどを確認しておりますと、答弁いただいておりますので、以下の質問をさせていただきます。

ア、今回の報道を受け、名古屋国税局の追徴課税された2.4億円の納税の確認をされているのかを伺います。

イ、資力の観点から、事業費44億円から140億円膨張した、説明を受けていたのかを伺います。

ウ、資力の観点から、資金計画により当該開発行為の施工に関する収支を過当に見積もっていたのを確認できていなかったのではないか、伺います。

エ、信用の観点から、地元住民への説明会の要請は行われたのかを伺います。

（２）工事施工者の能力の確認について。

同じく、昨年の12月の堀場部長の工事施工者に関する答弁では、工事施工者に当該開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力があることの確認が加わりますと答弁いただいておりますので、以下の点を確認します。

ア、当初確認された工事施工者はどこの企業かを伺います。

イ、引き継いだ業者はどこの企業かを伺います。

（３）小牧オアシスについて。

株式会社オアシス小牧の資金繰りが悪化している状況ですが、開業はいつになるのかを伺います。

○議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

○建設部長（堀場　武）

質問項目１、株式会社オアシス小牧について、（１）株式会社オアシス小牧の資力及び信用の確認について、ア、今回の報道を受け、名古屋国税局に追徴課税された2.4億円の納税を確認されているのかについてであります。

事業者である株式会社オアシス小牧より、新聞報道に関しての経緯や内容についての説明は、記事掲載の後に受けております。事業者からは、昨年の春に国税局の税務調査を受け、国税局の指摘により、昨年度中に修正申告を済ませているとのことでありました。

また、納税につきましても、国税局と調整し適切に対応していくとし、今年秋までに完納する予定であると伺っております。

この点につきまして、名古屋国税局へ確認を行ったところ、個人情報及び法人情報に関する事項であることから回答できないとのことでありました。

次に、イ、資力の観点から、事業費44億円から140億円へ膨張した説明を受けているのかについてであります。

事業者からは、事業着手時以降、新型コロナウイルス感染拡大による影響やロシアによるウクライナ侵攻などの社会情勢等の変化により、エネルギー価格や建設資材などの物価及び人件費の高騰のため、事業費が膨れていることは伺っております。

ただし、新聞記事に掲載されております「計画当初の総事業費の44億円」や「140億円以上に膨らんでいる」などの金額につきましては、事業者においても、その算出根拠が不明であると伺っております。

次に、ウ、資力の観点から、資金計画書により当該開発行為の施行に関する収支を過当に見積もっていたのを確認できていなかったのではないかについてであります。

都市計画法施行規則第15条第４号の規定では、開発許可の申請書に添付する必要があるものの一つとして、自己の業務用の目的で行う開発行為で、開発区域の面積が１ヘクタール以上となるもの及び自己の業務用以外のものについては、資金計画書を添付することになっており、小牧オアシスも添付されております。

また、資金計画書では、造成工事に係る事業の収支計画と年度別の資金計画を記載することとなっております。その審査では、収入と支出のそれぞれの項目や金額の整合の確認をしており、また、小牧オアシスの事業規模が非常に大きいため、借入金の借入先についても確認をするなど、適正に審査は行っております。

次に、エ、信用の観点から、地元住民への説明会の要請は行われたのかについてであります。

事業者からは、新聞報道のあった６月27日の前の週の６月18日に篠岡地区区長会の総会において、事業の進捗等に関する説明をしていると伺っております。新聞報道以降も事業者において、必要に応じて適切に対応されるものと考えております。

また、現在特にお地元から説明会の要望もいただいていない状況でございます。

○建設部次長（矢澤浩司）

続きまして、（２）工事施工者の能力の確認について、アとして当初確認された工事施工者についてのお尋ねであります。

開発許可当初の工事施工者は、日本国土開発株式会社名古屋支店であります。

次に、イとして引き継いだ業者についてのお尋ねであります。

工事施工者につきましては、令和６年12月27日の開発行為変更許可時に青協建設株式会社に変更されております。また、令和７年10月９日に開発行為変更許可時に株式会社永賢組に変更されております。

以上です。

○建設部長（堀場　武）

続きまして、（３）小牧オアシスについて、株式会社オアシス小牧の資金繰りが悪化している状況ですが、開業はいつになるのかについてであります。

令和７年第４回定例会の大上議員の一般質問において、小牧オアシスの開業予定につきましては、「株式会社オアシス小牧に確認したところ、現時点では、沿道サービス施設とスマートインターチェンジを先行して令和９年３月31日までに開業予定との回答がございました」と答弁いたしております。

小牧オアシスの開発許可の完了予定年月日は、令和９年３月31日となっておりますが、現在の開業予定を事業者に再確認したところ、令和８年末までには造成工事等の完了を目指し、開発行為完了後に先行して沿道サービス施設などの建築工事やスマートインターチェンジの整備を引き続き進め、その後開業に向けた準備期間を取り、令和10年中に開業する予定であると伺っております。

○６番（大上利幸）

再質問させていただきますが、（１）のアですね、秋までに完納すると税金ですね、予定と聞かれてるそうですが、これまでも事業の進捗が予定どおりにいってない事業者ですので、必ずこれ確認をしていただきたいと考えます。

続いて、イですが、事業費が膨れていることは間違いないが事業者から中日新聞が掲載されている事業費は間違っていると聞かれているということで理解しました。

ウです、資力において適正に審査を行っているという答弁でしたが、これはもう前回も聞いてるんですが、ではなぜ開発行為が何度も延期されているのかをお伺いしたいと思います。

○建設部長（堀場　武）

これまで、開発行為の工事完了予定日は４回変更されております。その理由でありますが、１回目は造成計画、道路計画及び建物計画等の変更による工期変更、２回目は工程の見直しによる工期変更、３回目は工事施行者及び設計者の変更による工期変更、４回目は工事施行者の変更に伴う設計及び施工内容の再検討による工期変更となっております。

○６番（大上利幸）

今回の令和８年度中の造成工事ですね、この開発行為が延長されないことを祈っているんですが、造成工事が完成するために必要な資力ですね、令和８年度中に完成するための資力、このことは確認ができてるのかどうかお伺いしたいと思います。

○建設部長（堀場　武）

先ほども答弁しましたとおり、事業者からは令和８年末までに造成工事の完了を目

指すと伺っております。また、一時中断していた造成工事が、現在は完了に向けて事業進捗が図られていることも確認しておりますので、必要な資力があるものと考えております。

○６番（大上利幸）

続いては、エですね、説明会に関してでございますが、答弁いただいた区長会への説明や開発後の実施された説明会は、工事が遅延している状況から開発予定の確認をするため、地元からの要望で実施されております。地元区には開発許可が出るまでは丁寧に何回も説明会を実施されておりました。ちなみに、大草自治会自治区では３回の説明がありました。

しかし、予定どおり工事が進まない状況になると要望しないと説明しないという対応は信用できない事業者であると私は考えます。事業計画の変更や新聞報道の説明等を含めて、住民への説明会の実施を指導する必要があるのではないかと思いますが、答弁を求めます。

○建設部長（堀場　武）

先ほども答弁しましたとおり、６月27日の新聞報道の前の週には篠岡地区区長会の総会にて、事業の進捗状況について説明がされております。新聞報道以降も事業者において、必要に応じて適切に対応するものと考えております。

また、お地元から説明会などの御要望がございましたら、事業者と調整させていただきます。

○６番（大上利幸）

大草自治区では希望されてますので、ぜひお伝えいただきたいなと思います。

さらに、ホームページを確認をさせていただくと、全く更新がされておらず、最新の情報も公開されてない状況です。信用できる事業者であるなら工事の進捗、特に工事が遅れているという工期期間の変更であったり、開業日の情報等は最低でも公開するんではないかと思います。しっかりこれは指導していただきたいと思います。

続いて、（２）です。工事施工者が３社目であることと、引き継いだ２社が１年以内に変更になっていることもすごく気になるところですが、２社とも工事施工者の能力に関して問題がないと理解してよいのかどうかをお答えいただきたいと思います。

○建設部長（堀場　武）

工事施工者の能力につきましては、当該開発行為の難易度、過去の事業実績等を勘案して施工能力の有無を判断するために、法人の登記事項証明書、建設業の許可証、過去の造成工事等の施行履歴の申告等により確認をしており、引き継いだ２社の企業の施工能力等につきましても適正に行っております。

○６番（大上利幸）

続いては（３）でございます。何度も開発行為が延長されている現状は、やはり当初の開発許可申請における審査が私は甘かったんではないかなと考えます。事業としては、スマートインターとサービスエリアのみの事業ということでございますが、新聞の報道の投資額は違っているということですが、現状、これまでの投資額を考えると、この事業は私どこかで頓挫するんではないかと考えます。経営が破綻したときのリスクを市としてどのように考えているかをお伺いしたいと思います。

○建設部長（堀場　武）

御質問の破綻時のリスクにつきましては、令和10年中の開業に向け、事業が進められているところでありますので、民間の開発事業であることから市としての答弁は差し控えさせていただきます。

開発許可の審査は、あくまでも開業までではなく、開発行為に関する造成工事が完了するまでを対象といたしております。市としましては、これまでどおり、関係機関と連携しつつ、法令等に基づき、開発行為の指導・助言を行い、開発行為の完了に至るまでその進捗状況を注視してまいります。

○６番（大上利幸）

昨日の猪飼議員の質問に対して、小牧オアシスについて、市長の直接の答弁がなかったことで、小牧市民はとても失望されております。担当部長の答弁は十分に伺いましたので、私からも市長へ質問をさせていただきます。

中日新聞の記事では、地元企業の出資を受けて現在の資本金は16億円。一方、商工会議所は昨年中に出資金を引き上げ、派遣していた役員も全員退任したと、資金難の状況は続いていると見られ､オアシス小牧に融資している複数の金融機関は昨年２月、事業用地の差押えを名古屋地裁に申立て認められた、返済不履行に備え、財産保全を図った模様だと掲載されております。

市長のあるときにはマニフェスト、あるときには基本的な方針の中で、小牧オアシスについて、小牧オアシスの開業を支援し、周辺開発を含め市全域で企業誘致を促進の項目の中で、小牧オアシスの開業を支援すると記載されております。事業が頓挫したときのリスクも含めて、新たな市のリーダーである市長の見解をお伺いしたいと思います。

○建設部長（堀場　武）

小牧オアシス事業は、民間開発であるものの、その用途が高速道路沿道サービスや遊園地や運動レジャー施設であることから、広域性があり、市の東部地域の活性化につながることが期待されているなど、市の内外から注目されることは、市としまして

も認識をしております。

事業着手後、造成計画や工程の見直しなどに伴い、開発行為の完了年月日が延期されておりますが、これまで事業者と密に協議、調整を図り、必要に応じて開発行為の許可権者として、対応してまいりました。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、小牧オアシスに関しましては、現在工事が進められている状況でありますので、これまでどおり関係機関と連携しつつ、法令等に基づき指導、助言を適正に行い、開発行為の完了に至るまで、その進捗状況を引き続き注視してまいります。

○６番（大上利幸）

小牧市の新しいリーダーである市長、マニフェストではなくて、基本的な方針において、開業を支援すると記載されてますが、東部市民の期待も大きいこの事業に関して、答弁できる考えがないということを多くの東部市民が失望されているということをお伝えします。

この事業において、市にとって重要な歳入増の観点から考えても、開発行為が何度も延期されていることにより、造成工事が完了した時点で固定資産税土地分の評価額が上がり、市の税収が増えることも遅れます。さらに、開業が遅れることによって固定資産税や法人市民税、雇用による個人市民税が増えることも遅れる現状は、私は問題があると考えます。

繰り返しになりますが、度重なる開発行為を延長している現状では、やはり進捗の確認と指導に問題があったと考えます。今後は、万が一のリスクを考えていただくことと、事業者の資力と信用の確認と指導を徹底していただきたいことをお伝えして、質問項目１を終わります。

続いて、質問項目２です。不登校児童生徒について。

不登校児童生徒についての質問は、令和５年12月、令和７年９月に続いて今回で３回目になりますが、残念ながら不登校児童生徒数は増え続けており、自分の力のなさを痛感して反省する毎日でございます。

今回は時間の関係もあり、現状小牧市の教育行政が取り組まれている不登校対策の効果と課題を確認をさせていただきます。

そして、次回の質問では、今回質問するメタバースｋｏｍａｋｉの効果の確認と、国が進める教育支援センター学びの多様化学校の小牧市の教育行政の取組を確認したいと考えています。

（１）過去３年間の不登校児童生徒について。

ア、不登校児童生徒数の推移を伺います。

イ、不登校生徒卒業生の推移を伺います。

ウ、専門的な相談や指導を受けていない児童生徒の推移を伺います。

（２）校内サポートルームについて。

ア、効果を伺います。

イ、課題を伺います。

（３）適応指導教室アイトワ、カルミアについて。

ア、効果を伺います。

イ、課題を伺います。

（４）メタバースｋｏｍａｋｉについて。

ア、目的を伺います。

イ、内容を伺います。

ウ、予測する効果を伺います。

エ、今後の課題を伺います。

○議長（舟橋秀和）

質問項目２について答弁を求めます。

○教育部次長（長谷川隆司）

質問項目２、不登校児童生徒について、（１）過去３年間の不登校児童生徒についてのア、不登校児童生徒数の推移であります。

不登校とは、病気や経済的理由を除き、心理的、情緒的、身体的または社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した児童生徒をいいます。その不登校児童生徒数の推移につきまして、令和５年度から令和７年度までの３年間の推移をお答えします。

令和５年度は、小学校293人、中学校391人、合計684人、令和６年度は、小学校304人、中学校412人、合計716人、令和７年度は、小学校319人、中学校416人、合計735人となっております。

次に、イ、不登校生徒卒業生の推移であります。

中学校３年生において、年間30日以上の長期欠席した不登校生徒数の令和５年度から令和７年度までの３年間の推移でお答えいたします。

令和５年度は135人、令和６年度は124人、令和７年度は161人となっております。

次に、ウ、専門的な相談や指導を受けていない児童生徒数の推移についてであります。

令和５年度から令和７年度までの３年間の推移をお答えします。

令和５年度は、小学校165人、中学校192人、合計357人、令和６年度は、小学校168

人、中学校243人、合計411人、令和７年度は、小学校168人、中学校147人、合計315人となっております。

私からは、以上であります。

〇教育長（中川宣芳）

続きまして、(２)校内サポートルームについてのア、効果についてでございますが、校内サポートルームにつきましては、登校できても教室に入れない児童生徒や、学校に行きづらさを感じている児童生徒が安心して過ごせる居場所として、令和６年度に市内全ての小中学校に設置しておるところであります。令和７年度の校内サポートルームの利用者は、相談室、保健室などの利用者を含みますが、小学校74人、中学校146人となっております。

これまで教室に入ることが難しかった児童生徒が、校内サポートルームを利用することで登校のきっかけをつかみ、学校とのつながりを維持できるケースが増えてきております。また、教職員をはじめ、スクールサポーターや心の教室相談員との継続的な関わりを通じて生活リズムの改善や学習習慣の定着が図られて、段階的に教室復帰につながった事例も見られているところであります。

さらに、校内に安心できる居場所があることで、児童生徒本人だけでなく保護者の心理的負担の軽減にもつながっておりまして、学校と家庭が連携しながら支援を進める体制の充実にも寄与しているものと認識しておるところであります。

続いて、イ、課題についてでございますが、校内サポートルームの運営につきましては、現在のところは、心の教室相談員やスクールサポーター、授業の空き時間の教員が対応をしておりまして、利用児童生徒の増加や、支援内容の多様化する中で、一人一人への支援に多くの時間と労力を要しているところです。

そのため、今後も児童生徒一人一人の状況やニーズに寄り添った支援を継続・充実していくために、校内の支援体制の強化や関係機関との連携を図りながら、より効果的な運営に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、（３）適応指導教室、アイトワ・カルミアについてのア、効果についてでございますが、適応指導教室は、学校に通うことが難しい児童生徒を対象とした、学校とは異なる環境での支援の場であるわけであります。令和７年度の利用者は、アイトワ・カルミア両施設を合わせて37名となっております。適応指導教室を利用する児童生徒は、温かな雰囲気の中での指導員との関わりを通じまして、自己肯定感や社会性を育むことができております。

また、個々の状況に応じた学習や他者と触れ合う活動を通しまして、自立心、社会性を養うことで、社会的自立や集団生活への適応に向けた支援が行われているところ

でございます。

続いて、イ、課題でございます。

適応指導教室の運営における課題としては、設置場所がアイトワにつきましては、市公民館内に、カルミアにつきましては、旧味岡児童館内にあることから、在籍学校によりましては、通室するに当たり通う部屋ですね、移動に負担感が生じ、利用を諦めている児童生徒もいるのではないかと考えているところであります。

続いて、（４）メタバースｋｏｍａｋｉについてのア、目的でございます。

不登校児童生徒や学校に行きづらさを感じている児童生徒の状況につきましては、一人一人違いがございまして、様々な形態での支援が必要であると私どもは考えておるところです。学校には通うことができるが教室に入ることができない児童生徒につきましては、校内サポートルームを、家から出ることができる児童生徒には適応教室など、支援の場が整備されているところです。

また、学校に通うことも家から出ることも難しい児童生徒に対しましては、これまでも不登校児童生徒訪問指導員やフレッシュフレンドの訪問などの支援を行ってまいりましたが、それらの既存の支援だけではつながりを十分に確保できないケースがございました。

しかしながら、ＧＩＧＡスクール構想の推進に伴いまして、児童生徒１人１台端末の環境が整備されたことで、新たな支援の可能性が開かれたことから、自宅からでも安心して参加できるメタバースという仮想空間上の新たな居場所を提供しようと、本年９月１日よりメタバースｋｏｍａｋｉの運用を開始したものでございます。

イ、その内容についてでございますが、メタバースｋｏｍａｋｉは、不登校児童生徒のうち、特に対面でのコミュニケーションに不安を抱える児童生徒が、自分の顔を映さずに動物のキャラクターを通して参加できる機能やチャット機能を利用することで、心理的な負担を軽減し、自分のペースで他者と交流できる環境を整えているところであります。メタバースｋｏｍａｋｉは、主に、自習タイム、しゃべり場、クイズ・ゲームで構成されておりまして、参加者には、これらのメニューの中から、自ら希望する活動に参加できることとしているところです。

自習タイムでは、学校の宿題や問題集に取り組んだり、学習、進路、職業、ニュース、プログラミングなどの外部サイトを活用したりしながら、主体的で探究的な学習を進めてまいります。

しゃべり場では、児童生徒の興味のある話題について意見交流を行い、コミュニケーション能力の向上を図ります。

クイズ・ゲームでは、雑学クイズや間違い探しなどに取り組んで、他者と楽しくつ

ながりながら、視野を広げるとともに学習意欲を高めます。

このほか、希望する児童生徒への相談活動や自己肯定感の向上を目的としまして、子どもたちが作成しました作品等の作品展の開催も予定しているところであります。

次に、ウ、予測する効果についてであります。

メタバースｋｏｍａｋｉの導入によりまして、学校や適応指導教室へ通うことが難しい児童生徒に対しましても、自宅にいながら安心して他者とつながる機会を提供することができるものと考えております。

メタバースであれば、アバターを通じて自分の顔を出さずに人目を気にせず、自分のペースで参加でき、学習機会や交流を通じて孤立を防ぎ、社会とのつながりを取り戻すきっかけになるものと考えております。

また、アバターを介した交流により、対人関係への不安が軽減され、成功体験の積み重ねによって、自己肯定感や社会性の向上が期待されます。さらに、他者との関わりや学びの機会を継続的に持つことで、生活リズムの改善や社会とのつながりの回復を促しまして、社会参加に向けた意欲を育む効果が期待できるものと考えております。

続いて、エ、今後の課題でございます。

メタバースｋｏｍａｋｉにつきましては、先ほどの答弁でもお答えしたとおり、つい先日の９月１日から運用を開始したばかりであります。今後、運用の中で課題が生じた場合には、その都度、改善を図りながらよりよいものにしていきたいと思います。

すみません、１点、追加訂正をお願いいたします。

先ほど、（４）のメタバースｋｏｍａｋｉのアの目的のところでですね、児童生徒には「適応教室」と申しましたが、「適応指導教室」でございますので、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○６番（大上利幸）

それでは、再質問に入りたいと思います。

（１）ですね、のアでございますが、令和６年度と７年度を比較すると児童数は246人減っていますが、不登校児童は15人増えてると。

続いて、生徒数は96人も減ってますが、不登校生徒は４人増えているという状況でございます。特に、中学生の不登校は10.5％であり、10人に１人の状況が続いております。やっぱり早急な対応が必要だと考えております。

続いてイでございます。令和７年度161人の不登校卒業生徒の進路を確認すると、不登校による出席日数が足りないことで、進路の選択肢が少なくなっていること、本人の状態から、保護者や本人の選択として、定時制、通信制への進学が90人の状況です。

この進路で心配なのは、通信制を選択されていても勉強ができる状態にない卒業生や家事手伝いでカウントされている22人も同じ状態の子どもが多い現状は、課題があると考えます。

少し光が差しているのは、公立と私立の全日制の高校が13人増加して35人です。公立や私立の高校での不登校生徒の受入れと、その対応が進んでいることは、私はよい点だと考えております。

続いて、ウでございます。専門的な相談のところでございますが、専門的な相談や指導実績が令和６年と７年の中学生が96人減少している理由をお伺いしたいと思います。

○教育長（中川宣芳）

専門的な相談や指導を受けていない不登校児童生徒数は、年度により増減が見られることはこれまでも同様でございますが、令和７年度に中学生の人数が減ったのは、主にスクールソーシャルワーカーの訪問活動実績が増えておりますので、その成果が一つの要因ではないかと、私どもは分析しておるところです。

○６番（大上利幸）

スクールソーシャルワーカーさんの訪問活動実績が増え、その効果が出ているということは本当にすばらしい取組だなと感じております。

さらに、令和８年度からは２名増員されて６名体制ですので、このことはすごく大いに期待しております。現状の効果測定が訪問活動回数であり同じ子どもへの訪問回数も集計されていると思いますので、今後は訪問できた不登校児童生徒数も確認していただくことが私は必要ではないかというふうに考えます。

関連する内容で改善していただきたいことが１点ありますのでお伝えします。

スクールソーシャルワーカーさんと同様に、不登校児童生徒へのアウトリーチにおいて、担任の先生が各家庭を訪問され、不登校児童生徒コミュニケーションを図ろうとされている取組はよいことだと思うんですが、人事異動で新任の会ったこともない先生が、今度担任なりました○○ですと、○○さんと少しお話はできませんかと、訪問されますが、この対応は不登校の子どもの気持ちを考えたら、問題であると考えます。不登校の子どもが会ったこともない先生と話したいと思われるでしょうか。子どもとともに新任の先生にも大きな負担だと考えますので、改善していただきたいと考えます。

不登校の子どもへのアウトリーチは、不登校の子どもと面識ある方の訪問を徹底していただきたいことをお伝えしておきます。

続いて（２）校内サポートルームでございますが、心の教室相談員やスクールサポ

ーター、空き時間の教員が対応しているので、利用者の増加やその支援に多くの時間と労力を要している課題があると答弁いただきましたので、特に中学生の利用が多いと数字を見ると感じましたので、利用者が多い学校に専門員を配置する考えはないのかお伺いします。

○教育長（中川宣芳）

校内サポートルームの運営に当たりましては、専門性を有する職員が配置されるのが望ましいものと考えております。ただし、本市におきましても、様々な不登校対策の拡充に取り組む中、近年では学校生活サポーターやスクールソーシャルワーカーの増員、不登校の児童生徒を持つ保護者のための情報交換会の開催や、メタバースｋｏｍａｋｉの開設などを進めてまいりました。

このような状況の中、さらに市単独の予算だけで各学校に設置されている校内サポートルームの職員増員を図ることは厳しい状況にあり、教育委員会といたしましては、県をはじめとする関係機関に対しまして、校内サポートルームの人員要望と体制強化のための補助金の整備などの要望を行っているところであります。

以上であります。

○６番（大上利幸）

単独費、単独の予算では、できないという答弁でしたが、これ私が打合せをさせてもらったんですが、本当に必要な学校がどこで、必要な経費を算出されてるのかなというふうに疑問に思います。さらに県をはじめとする関係機関の補助金の整備など要望をされているそうですが、いつその補助金の整備がされるのでしょうか。私はね、本当にずっとされないと思います、当分されないと思います。その間に多くの子どもたちが不登校のまま卒業される事実があるんです。やっぱりね、しっかり考えていただきたいと思います。

財源がないという答弁だと思いますが、篠岡地区再編のスクールバスでは予算２億円に対して約１億1,000万で契約してますので、そこでも約9,000万の財源はあるんではないでしょうか。もっと考えて子どもたちのために早く対応していただきたいと思います。

子育て中の家庭も大変ですが、皆さん自分たちのことは後回しにして、子どもたちのために何とかやりくりして、教育にお金をかけています。小牧市ももっとやりくり上手になっていただいて、子どもたちの教育に必要なお金をかけていただきたいということをお伝えしておきます。

（３）適応指導教室について、イでございます。効果が出ているという答弁でしたので、ただ利用者が増えてないということがありますので、その要因をお伺いしたい

と思います。

〇教育長（中川宣芳）

適応指導教室につきましては、利用者によっては、施設までの距離や交通手段などのアクセス面の課題がございます。先ほど述べたとおりでございますが、また、外出や集団活動に不安を抱える不登校児童生徒にとりましては、通所そのものが大きな負担となることもございます。

加えて、近年はフリースクールやオンライン支援など選択肢が多様化してきておりまして、児童生徒や保護者のニーズが分散してきているのも事実であります。そうした状況の中、教育委員会といたしましては、不登校児童生徒や保護者に対しまして、支援の選択肢の一つとして適応指導教室について、丁寧な紹介や提案を行っておりますが、利用に当たりましては、児童生徒本人や保護者の意向を尊重しておるところであります。そうしたことから、利用者数は一定の推移となっているものと考えております。

以上です。

〇６番（大上利幸）

いろいろな理由があるということで適応指導教室ですね、効果が出てるということなんで、私はね、これは増やす取組が必要なのではないかと思いますが、利用者によっては施設までの距離や交通手段などアクセス面の課題があるという答弁もいただいておりますが、東部地域の保護者からは適応指導教室への送迎は難しいという声が多いですので、この点も検討をする必要があると考えます。

（４）メタバースｋｏｍａｋｉについて、お伺いしたいと思います。

そのエでございますが、９月１日運用したばかりという答弁でございますが、先行している自治体での課題やその改善方法は当然把握されていると思います。特に時間の経過とともに、出席率が低下しやすいバーチャル空間特有のいじめ対策等、この辺はしっかり対応していただきたいと思います。

現状の申請者を確認すると７名のみでありますが、利用者数の目標と利用を増やす取組をお伺いしたいと思います。

〇教育長（中川宣芳）

教育委員会及び各小中学校におきましては、不登校児童生徒の増加傾向に少しでも歯止めがかかるよう鋭意努力しているところでございます。このような中、その取組の一つとして、メタバースｋｏｍａｋｉの運用を９月１日から開始したところであります。メタバースｋｏｍａｋｉにつきましては、不登校児童生徒や保護者、教員に対しまして、メタバースイコールただのゲームと誤解されることなく、学びと心の回復、

社会とのつながりを支援する有効の手段としての認知度を向上させるために事業の目的や支援内容につきまして周知を図ってまいります。

また、利用を必要とする児童生徒や保護者に対して事業内容を分かりやすくお伝えすることも重要であると考えておりますことから、学校における周知に加え、教育相談や不登校の児童生徒を持つ保護者のための情報交換会などで､希望に応じた体験や、丁寧な支援内容の説明に努めるとともに、より効果的な周知方法として、動画による情報発信につきましても検討してまいりたいと考えております。

なお、利用者の目標につきましてでございますが、不登校児童生徒や保護者の多様な選択肢を尊重する観点から、現在のところは、その目標については定めておりません。

以上であります。

○６番（大上利幸）

学校における周知に加え、教育相談や保育者、保護者のための情報交換会等で体験や丁寧な説明や動画による情報についても検討したいという答弁でしたが、もうこれからでは正直、取組が私は遅過ぎると思います。これから検討は本当に遅過ぎると思います。今月９月１日に開始したばかりだと、何度も強調されますが先ほども伝えたように先行導入している自治体があります。小牧市が全国や愛知県で初めて導入したメタバースではありません。課題や利用者を増やす取組等は当然把握できたと思います。これから試行錯誤をする現状の考えは、導入までの私は準備不足だと考えます。

自宅から出ることができない子どもたちがやってみたいと思ってもらうためには、現状のＡ４、１枚の説明書では無理なんではないでしょうか。動画の対応は必須ではないでしょうか。デジタルなのになぜアナログで説明する対応なのか、これが私は問題だと考えます。事前にしっかりと準備することはできなかったのでしょうか。利用者の目標もない、準備不足の事業が実施されるのだと正直驚いてます。利用者予測も事前に計画する必要が私はあったと考えます。

不登校児童生徒の多くは自宅に引き籠っており、申請時に保護者と不登校の子どもの両方が学校に行かなくてはならない現状の対応は厳しいと考えますが、どのように考えているかお伺いします。

○教育長（中川宣芳）

不登校の状況等によりまして､児童生徒本人の来校が難しい場合もございますから、そのような場合につきましては、学校と保護者が相談しながら個々の状況に応じて柔軟に対応しておるところでございます。

○６番（大上利幸）

家庭によっては、学校のタブレットの貸出しが必要だと考えてますが、対応をお伺いします。

○教育長（中川宣芳）

先ほどの答弁の中で、ＧＩＧＡスクール構想の進展に伴いまして１人１台端末の対応ということも申し上げましたが、メタバースｋｏｍａｋｉの利用に当たりましては、自宅での端末利用が必要な場合には、在籍校へ申し出ていただくことで学校から貸与しているタブレット端末を持ち帰って、自宅で利用することが可能としておるところであります。

以上です。

○６番（大上利幸）

メタバースｋｏｍａｋｉは、対応しているということですが、もう一つ、やっぱりタブレットは不登校児童生徒にもね、ぜひ貸し出していただきたいなと思います。その中には、自分で勉強するドリルがあったり、申請によってはオンライン授業も見れますので、そうすることによって学校との接点が取れると思いますので、つながりができるというふうに思いますので、ぜひともね、タブレット、不登校の児童生徒にも渡していただくことも検討していただきたいというふうに思います。

何度も伝えますが、正直先行導入の自治体があるにもかかわらず、かなり準備不足だと感じます。子どもたちは実験台ではありません。民間の教育機関でしたら、すぐに潰れるぐらいの私は対応だと感じております。もっと事前の準備ができたのではないかと考えます。

こども夢・チャレンジNo.１都市である小牧市では、残念ながら夢を持てない、チャレンジもできない多くの子どもたちとともに、その保護者が苦しんでいます。その苦しんでる子どもと保護者のために、もっとスピードアップの対応を求めます。

教育行政の答弁は十分に伺いましたので、増え続ける不登校児童生徒について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○教育長（中川宣芳）

今、増え続ける不登校児童生徒に対しての対応についてのお尋ねでございますが、実は2016年に制定されて、2017年から施行されました、いわゆる義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法、これに基づきまして、その後、2023年３月に、誰１人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるＣＯＣＯＬＯプランというものが示されております。

そういった中で、学校の中も非常に様々な多様性が広がってきている。それへの対応については、まさに子どもたちの生きる力を育てていかなくてはいけないというこ

とから、私どもといたしましては、探求を通して、異学年交流だとか、地域の人々だとか、自然との触れ合いの中で社会性を育てる取組だとか、授業時数特例校制度を活用してのこまき夢チャレンジ科、いわゆる探究的な学びの創設、教育課程の工夫ですね、そういったことだとか、多くの先生方が、一人一人の子どもたちに複数で関わることができ、子どもの小さな変化や成長に気づいていけるような仕組みづくりについて、いわゆる財政面だとか、人的な条件だとか、施設面等、様々な条件の中で考える様々な施策を現在進めているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○６番（大上利幸）

相変わらず市長は答弁いただけないですが、やっぱり市長、多くの苦しんでる、いらっしゃる保護者の方も私の質問を御覧になってます。これライブではないんですけど動画で御覧になってます。新しい市のリーダーである市長の考えが答弁されないことは多くの保護者が失望されていると思います。

令和７年小牧市の不登校児童生徒数は735人です。しかし、校内サポートルーム等の対応で220人と、適応指導教室での37人を含めた専門的な相談や指導ができているのは315人であり、420人が支援できてない現状です。単純に計算しても、９月１日から開始されたメタバースｋｏｍａｋｉで420人が利用していただかないと全ての児童生徒に支援が届かないのです。

今後は、現状で７名の申請者を増やす取組と、効果が出ているスクールソーシャルワーカーさんの増員されたことと、その頑張りに期待することですが、まだまだ不登校児童生徒の支援は足りていないのが現状です。

次回の質問では、新たな取組であるメタバースｋｏｍａｋｉの効果と、国が推進する、先ほど教育長も言われましたが、誰１人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策プラン、ＣＯＣＯＬＯプランのうち教育支援センター、学びの多様化学校の取組を中心に、支援のさらなるスピードアップを求める質問することをお伝えして、全ての質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

次に、佐藤　悟議員。

○１６番（佐藤　悟）

16番佐藤　悟。皆様こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、質問項目１点について順次質問してまいります。

まず、先日、市内にて貴い命が失われました。お亡くなりになられました方に対し、御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族、関係者の方々にはお悔やみを申し上

げたいと思います。

引き続き、市民の方々の思いを形に変えれるようにしっかり精進してまいりたいと思いますので、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは質問項目１、（仮称）こまきこども若者財団の設立についてであります。

本年３月定例会にて、牧政会の代表質問で本市の子育て支援、子どもの居場所のシンボルである、こまきこども未来館の運営について質問をいたしました。

去る７月22日から８月21日の期間において、小牧市こども計画中間見直し案のパブリックコメントが実施されました。

市ホームページでは､国の制度などによる本市を取り巻く様々な環境の変化により、令和８年度以降の計画の内容や量の見込みと確保の方策について、見直しの必要が生じたため、中間見直し案を策定し、市民の皆様からの御意見を募集すると、パブリックコメントの趣旨が示されておりました。

現在､中間見直しに向け､事務を進めておられると思いますが､中間見直し案では、こまきこども未来館の指定管理への移行と指定管理に当たっては、新たに子ども子育て支援施策を包括的に行う（仮称）こまきこども若者財団を設立し、この法人にこまきこども未来館の管理を行わせる方式を採用する旨の記載がありました。

また、この法人は、こまきこども未来館だけでなく、（仮称）こまき子ども・若者総合相談センターの運営なども担うとあります。

そこで、（１）財団の設立を検討するに至った経緯について。

ア、こまきこども未来館を指定管理に移行する理由についてお伺いいたします。

イ、財団を設立する必要性をお伺いいたします。

ウ、こまきこども未来館を市直営で運営できない理由をお伺いいたします。

エ、（仮称）こまき子ども・若者総合相談センターを財団が運営する理由をお伺いいたします。

（２）財団の概要について。

ア、財団はどのような目的の団体になるのか、お尋ねいたします。

イ、財団が担う事業をお伺いいたします。

ウ、財団が運営することにより、効率的な運営が図れるのかお伺いいたします。

エ、財団は市と別の法人となりますが、財団の運営に市はどのように関与していくのか、お伺いいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目１、（仮称）こまきこども若者財団の設立について、（１）財団の設立を検討するに至った経緯についてのア、こまきこども未来館を指定管理に移行する理由についてであります。

こまきこども未来館、以下、未来館と言います。はラピオビルの２階から４階に至る大きな施設で、多くの職員が必要であり、多額の運営コストがかかっております。これまでもコストをできるだけ抑えるように工夫しながら、さらによりよい運営方法を模索してきましたが、直営部分と委託部分が混在する中では限界がありました。開館から６年目を迎え、混雑状況の予測や効率的な職員の配置方法もおおむね確立できましたことから、現在の講座開催業務委託の契約期間が終了した後に、全館を指定管理に移行し、さらなる効率的な運営を図ることとしたものであります。

続きまして、イ、財団を設立する必要性についてであります。

未来館の来館者アンケートの結果や、学識経験者やＰＴＡ代表などの外部委員で構成する児童館運営委員会や未来館講座運営会議からは、高い評価を受ける一方で、これまでの活動を維持継続するために、随意契約にできないのか、今後も今の運営を維持、継続するための手法を検討してほしいなどの意見や要望をいただいております。

市としましても、これらの要望はできるだけ尊重していきたいと考えております。未来館全体を業務委託とする場合、地方自治法の随意契約によることができる要件に該当しないため、原則どおり競争入札になります。

また、指定管理に移行する場合は、原則公募となりますが、例外的に市長が特に必要と認める場合に任意指定が認められており、本市では一般財団法人こまき市民文化財団や公益財団法人小牧市スポーツ協会が任意指定で指定管理者となっている事例があります。

一方で、本市では、平成22年４月に施行されました子ども・若者育成支援推進法に基づき、設置が努力義務となっていながら、現在も未設置となっております。困難を抱える子どもや若者、その家族に対する相談窓口で、主に不登校やひきこもりの若者への相談支援を行うための（仮称）こまき子ども・若者総合相談センター、以下小若センターと申し上げます。を未来館２階の交流広場に併設して開設することを検討しております。

そこで、未来館の指定管理への移行に当たっては、新たに（仮称）こまきこども若者財団以下、こども若者財団と申し上げます。を設立し、任意指定により、こども若

者財団を指定管理者とし、未来館だけでなく、子若センターの運営や子ども食堂の育成支援など、子ども、若者に対する支援を一体的に担うことにより、縦割り行政の垣根を越えて、横断的に子ども、若者を支援する体制づくりを考えているところであります。

続きまして、ウ、こまきこども未来館を市直営で運営できない理由についてのお尋ねであります。

未来館の体験ひろばでは、未来リテラシーを育むをコンセプトに、子どもたちの好奇心や探求心を刺激する様々な遊びや学びを提供しております。より柔軟な発想や豊富な人材を活用した学校や家庭では体験できない多彩な講座を開催するため、現在、講座開催業務は委託しており、プロポーザル方式により委託業者を選定した結果、開館準備期間も含め８年間､ＮＰＯ法人10人村が委託しております､受託しております。

未来館講座運営会議からは、高い評価を受ける一方で、講座開催業務が３年ごとに業者選定をすることになるため、３年ごとの公募では、雇用が安定せず、せっかく育った人材が退職するリスクがあるなどの意見をいただいております。

未来館において、質の高い体験学習を提供し続けるためには、優秀なスタッフの存在が不可欠であり、その雇用の安定化が課題となっております。

仮に、ＮＰＯ法人10人村の職員を児童厚生員として、市が直接雇用する場合、会計年度任用職員として採用することになりますが、会計年度任用職員は、雇用期間が１年間で必要に応じて延長される不安定な立場になります。

また、給与体系の問題で専門的なスキルを持つ人材に対して、その能力に見合った処遇や将来を見据えた生活給を保障することが困難であります。未来館のコンセプトである未来リテラシーを育むためには、常に子どもたちと深いコミュニケーションが取れる専門性が必要であり、この専門性を維持し、かつ定着させるためには、会計年度任用職員としての雇用では困難であると考えております。

仮に、未来館の運営を、こども若者財団による指定管理に移行し、ノウハウを持った未来館のスタッフをこども若者財団の正規職員として雇用した場合、雇用を安定化させ、優秀なスタッフが安心してキャリアを積める環境を整えることで、未来館のノウハウが蓄積されることが期待されます。

また、民間ならではの柔軟な発想を生かした運営を行うことで、学校や家庭だけでは体験できない、より先進的な学びを提供し続けることが期待でき、結果として、長期的かつ継続的な人材育成が可能になると考えております。

続きまして、エ（仮称）こまき子ども・若者総合相談センターを財団が運営する理由についてであります。

児童福祉法に規定する児童は18歳未満、子ども・若者育成支援推進法の若者の対象は39歳まで含めるというように、近年、子どものみならず、若者まで支持の対象が広がる一方で、行政の組織体制が対応できておらず、子ども・若者支援における縦割り行政の弊害は、本市のみならず全国の自治体が抱える非常に深刻かつ共通の課題であります。

現状の組織体制では、担当部署が分かれ、現場レベルでの情報の共有すらできていない場合もあります。特に、問題なのは義務教育を終えると教育委員会との関係が希薄になりますが、福祉に移行するほどの緊急性も少ないため、行政とのつながりが薄れ、結果として社会との関係性が希薄になり、ひきこもりになってしまっても、行政の支援が届かないというケースであります。

こうした縦割り行政の壁を乗り越えるために、全国的にはこども家庭庁や明石市のこども局のように縦割り行政の枠を超えた横断的な組織体制へ再編する動きがあります。

本市におきましても、縦割り行政の垣根を越えて、横断的に子どもを、若者を支援する体制として、こども若者財団が小若センターを運営することにより、支援の対象を子どもだけでなく、若者まで広げ、ＬＩＮＥ相談や同行支援などを柔軟なサポートにより、こども若者一人一人の状況に合わせた関係機関との連携による支援体制を構築していくことを考えております。

続きまして、（２）財団の概要について。

ア、財団はどのような目的の財団になるのかのお尋ねであります。

こども若者財団設立の目的は、本市が掲げるこども夢・チャレンジNo.１都市の理念の下、全ての子ども、若者が夢と希望を持ち、自分らしく成長できる社会の実現に寄与することとしております。

そのために、子ども、若者の最善の利益を基本に据え、学びや体験、安心できる居場所、大人や社会との多様なつながりを提供していきます。

その中で、子ども、若者や子育て家庭を巡る課題や、多様化するニーズに的確に対応しながら心身の健やかな成長を支える包括的な支援や相談を通じて、子ども、若者一人一人の主体的な育ちを地域全体で支える環境づくりを推進してまいります。

続きまして、イ、財団が担う事業についてであります。

こども若者財団が担う予定の主な事業は、未来館の運営、子どもの夢のチャレンジの応援、子ども食堂や子ども会の育成支援、子ども、若者の社会参画、不登校、ひきこもりの若者への支援、子どもの権利救済窓口の設置、子ども、若者のライフデザインの支援、外国人の子ども、若者への支援などを想定しております。

続きまして、ウ、財団が運営することにより、効率的な運営が図れるのかのお尋ねであります。

これまでは、直営部分と委託部分が混在しており、効率的な人員配置ができておりませんでした。本年８月現在、未来館では直営部分として、多世代交流プラザの職員６人と、保育士などの資格を持つ会計年度任用職員の児童厚生員17人、委託部分として、ＮＰＯ法人10人村職員が有資格者の正規職員が14人、アルバイト職員が30人の合計67人の職員が交代で勤務しております。

これに対し、こども若者財団移行後は、事務局職員が３人程度、そのほかに、正規職員が11人程度、月給の臨時職員として小若センターを除く有資格者が17人程度、事務職員が３人程度、時給のアルバイト職員が18人程度の合計52人程度の職員を雇用する予定としており、大幅に人員を削減し、人件費の抑制に努めていくことを考えております。

次に、運営経費ですが、現在未来館の運営は直営部分と委託部分があり、令和８年度の当初予算ベースで、受付講座開催業務等の委託料として年間１億2,091万円余、直営部分の児童厚生員の人件費として8,156万円、保守管理経費等の運営費として4,891万円余、子ども会の補助金等の多世代交流プラザの運営費やﾀｶの運営費として1,397万円、合計で２億6,536万円余の経費がかかっており、これ以外に、小牧未来大学や高校生社会参画事業などの委託料として356万円余、合計で２億6,892万円余の経費がかかっております。

これに対し、指定管理に移行後の現時点での想定される概算経費としましては、未来館指定管理事業として２億1,400万円、事務局の人件費として3,400万円、子ども食堂や子ども会の支援に要する費用など、今まで市が行っていた事業で、財団に引き継がれる補助事業の経費として1,200万円、合計で年間２億6,000万円を見込んでおります。

効率的な職員配置や運営経費の見直しにより、これまでﾀｶで行っていた業務が財団業務に移管されて、業務が増えても財団移行後の運営経費は、これまでより約892万円削減することになります。

続きまして、エ、財団は市と別の法人となるが、財団の運営に市はどのように関与していくかのお尋ねであります。

こども若者財団は、一般財団法人を想定しております。一般財団法人は設立者が拠出した出捐金を下に、公益性の高い活動を行う非営利団体になります。こども若者財団は独立した法人格を持ちますが、理事長を市長が務め、こども未来部長や学識経験者が理事として経営に参画することで、市の子ども施策や未来館の運営方針と、こど

も若者財団の経営判断が乖離しない体制を構築いたします。

これにより、市の行政ニーズが迅速かつ適切に意思決定に反映される仕組みを確保してまいります。

市とこども若者財団との間では、業務の範囲や目標、評価指標を明記した運営協定を締結する予定で、こども若者財団は、この協定に基づく年度事業計画及び収支予算を毎年度市の承認を受ける運用とすることで、市の指導監督の下で運営が行われることを担保します。

また、指定管理者に移行した場合、市は指定管理者であるこども若者財団に対し、業務報告の徴収、実地調査、事業評価を継続的に実施することになります。仮に運営に改善が必要な場合は、市として是正勧告を行うなど、市民サービスの質が低下しないよう、厳格な監督体制をしくことができます。

将来的には、公益財団法人に移行することを考えており、公益財団法人はその公益性ゆえに高い透明性が求められ、行政庁である内閣府や県による厳しいチェックが入りますので、市としましても、これまで以上に市民に対する説明責任を果たせる体制になると考えております。

以上になります。

○１６番（佐藤　悟）

御答弁ありがとうございました。それでは順次再質問をさせていただきます。

（１）財団の設立を検討するに至った経緯について、ア、こまきこども未来館を指定管理に移行する理由についてですが、こまきこども未来館は多額のコストがかかる中、直営部分と委託部分が混在する中で限界があり、６年目を迎え、混雑状況の予測や職員の方たちの効率的な配置方法も確立できたことから、今後、さらに効率的な運営を図っていくことが理解できました。

小牧の財産とも言えるこまきこども未来館を、今後も引き継いでいただけるよう、働きやすい、やりがいのある職場づくりをお願い申し上げます。

そこで再質問させていただきます。市の中央児童館であります、こども未来館、こまきこども未来館を委託するに当たり、本市の中央児童館としての機能がですね、ちゃんとしていくのか、お尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

未来館は、市の中央児童館として位置づけており、これまで市の直営で運営してまいりました。現在検討しているこども若者財団は、先ほど答弁しましたとおり、市が出捐金を拠出して設立する非営利の一般財団法人を想定しており、本市が掲げる、こども夢・チャレンジNo.１都市の理念の下、全ての子ども、若者が夢と希望を持ち自分

らしく成長できる社会の実現に寄与することを目的として設立する計画であります。

理事長を市長が務め、こども未来部長や学識経験者が理事として経営に参画することで、市の子ども施策や未来館の運営方針と、こども若者財団の経営判断が乖離しない体制を構築しようとする計画でありますので、こども若者財団を指定管理者とすることは問題はないと考えており、これまでどおり、未来館は本市の中央児童館として運営していく考えであります。

以上になります。

○１６番（佐藤　悟）

御答弁ありがとうございました。

市が出捐金を出し、非営利の一般財団法人を想定とし、理事長を市長が務め、こども未来部長や学識経験者が理事を務めることで、運営方針と経営判断が乖離しないということなので、これまでどおり市の中央児童館として運営していくことが分かりましたので安心いたしました。

アについては再質問はありません。

次に、イ、財団を設立する必要性についてですが、未来館の来館者アンケートの結果や学識経験者、ＰＴＡ代表などなどの外部委員の方々から高い評価を受ける一方、今後も今の運営を維持、継続するための手法を検討してほしいなど意見や要望を受けているため、市としては、これらの要望は尊重していく方向であること、そして何より、子ども、若者のことを第一に支援する体制づくりを考えていることを理解できました。

これだけ各団体から評価を受け、とりわけ若い世代のことを第一に考えてもらえることは、今後の小牧ミライモンスターの発掘につながり、小牧市の誇りとなる若者がどんどん出てきてもらいますと大変喜ばしいことですし､その子たちに刺激をもらい、他市町からですね、転入につながっていくことも、つながっていけたらなと思っております。

次に、ウ、こまきこども未来館を市直営で運営できないかについてでありますが、開館の準備期間も含めて８年間、ＮＰＯ法人10人村が受託している中、講座開催業務では３年ごとの公募になり、市が直接雇用すると会計年度職員として採用することとなり、そのため不安定な雇用形態となるとのことです。

スキルを持つ人材に対して、生活給を保証することが困難になってしまってはいけないため、こまきこども若者財団を設立し、正規職員として雇用することで、常に子どもたちと深いコミュニケーションを取れる職員の方たちが、学校や家庭では体験できない、より先進的な学びを提供し続けることができ、継続的な人材育成につながっ

ていくことが理解できました。

市の職員の方々は大変優秀な方が多く、毎年部署が変わる方がいる中でも、すばらしい働きをしてくれていると思っております。しかし、こまきこども未来館のようにこの手の専門職の方々にとっては、ころころ変わらず子ども、若者たちと真摯に向き合える環境づくりは必要であると考えます。ぜひ、こまきこども未来館で働けてよかったと思っていただけるような環境づくりをよろしくお願いいたします。

次に、エ、（仮称）こまき子ども・若者総合相談センターを財団が運営する理由についてですが、全国の自治体が共通して抱える子ども・若者支援における縦割り行政の弊害は非常に深刻な課題であり、本市においても、縦割り行政の垣根を越えて、横断的に子ども、若者を支援する体制として、こまきこども若者財団が運営し、ＬＩＮＥ相談などを活用し、柔軟なサポートにより、関係機関との連携による支援体制を構築していくことが理解できました。

（１）については、これで終わりたいと思います。

続きまして、（２）財団の概要について、ア、財団はどのような目的の団体になるのかについてでありますが、財団設立の目的として、本市が掲げるこども夢・チャレンジNo.１都市の理念の下、子ども、若者の最善の利益を基本に据え、学び、体験、安心できる居場所づくりなどなど、子ども、若者一人一人の主体的な育ちを地域全体で支える環境づくりをしていくことが理解できました。

次に、イ、財団が担う事業についてですが、主な事業については、未来館の運営、こどもの夢・チャレンジの応援、子ども食堂や子ども会の育成支援などなど、数多くの業務を担うということが理解できました。今後、未来を担う子ども、若者たちが主体的にまちづくりを行っていくことは、必要不可欠になると思いますので、ぜひ支援のほうだけよろしくお願い申し上げます。

次に、ウ、財団が運営することにより効率的な運営が図れるかについてでありますが、本年８月現在、直営部分として、合計67人の職員の方々が交代で勤務される中、財団移行後は52人程度の雇用になり、大幅に人員を削減され、人件費の抑制につながっていく。運営経費については、約892万円の削減につながっていくことも理解いたしました。

今後、天野市長が企業誘致をし、法人税、市民税の増幅が見込める予定ではございますが、年々市民数が減っていくことは課題であります。少しでも経費の削減をし、市民の方々にとって必要なことに投資していくように、よろしくお願い申し上げます。

そこで、再質問させていただきます。人員の削減をする中で、約52人の職員をどのように確保していくのか、お尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

現在、市が未来館で雇用している児童厚生員と、未来館受付業務及び講座開催業務の委託で、ＮＰＯ法人10人村が雇用している職員につきましては、財団職員として働く意思があるかを確認し雇用を希望する場合は、財団職員採用試験を受験していただき合格者を雇用することになります。

新たに必要となる子若センターの職員や不足する職員につきましては、改めて職員を募集し、同様に財団職員採用試験を受験していただき、合格者を雇用することになります。

以上になります。

○１６番（佐藤　悟）

御答弁ありがとうございました。

ＮＰＯ法人10人村の方々に引き続き働く意志を持ってもらい、財団職員採用試験の合格を祈っております。また、未来の子ども、若者たちのためにも、人員確保のほうも引き続きよろしくお願い申し上げます。

続きまして、エ、財団は市と別の法人となりますが、財団の運営に市はどのように関与していくかについてでありますが、先ほども御答弁いただきましたが、こども若者財団は、一般財団法人を想定し、市の子ども施策や、こまきこども未来館の運営方針、こども若者財団の経営判断が乖離しない体制の下、業務報告の徴収、実地調査、事業評価を継続的に実施、また、運営に改善が必要な場合は、市として是正勧告を行うなど、市民サービスの質が低下しないように、厳格な監督体制をしくことが理解できました。

そして、将来的には公益財団法人に移行するということで、今まで以上に行政庁からのチェックが入り、市民に対して説明責任を果たすことも理解できました。しかしですね、公益性ゆえに、働き手に対して負荷がかかりモチベーションが下がらないよう配慮のほうだけお願い申し上げます。

そこで、再質問させていただきます。こまきこども若者財団設立までのスケジュールについてお伺いいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

未来館の指定管理への移行の検討及び子若センターの開設、こども若者財団の設立につきましては、小牧市こども計画の中間見直し案に明記し、本年７月22日から８月21日までの期間でパブリックコメントを実施したところで、パブリックコメントの意見を踏まえて10月に小牧市こども計画の中間見直しを公表する予定であります。

財団設立に向けた手続につきましては、令和５年４月に施行されました、こども基

本法に基づき、子どもの権利の尊重や、子どもが安心して相談できる体制の整備について条例に明記するため、本年12月議会に小牧市地域子ども子育て条例の一部改正の条例案と、こども若者財団設立準備のための補正予算案を上程させていただき、御議決をいただきましたら、令和９年２月に財団の設立準備委員会を立ち上げる予定としております。

予定では令和９年７月に財団を設立し、令和９年９月議会に未来館を指定管理に移行するために小牧市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正の議案を上程させていただき、令和９年12月議会に未来館の指定管理者の指定議案と債務負担行為補正の議案を上程させていただき、御議決がいただけましたら、令和10年４月１日から未来館の指定管理を開始させていただく計画としております。

なお、子若センターにつきましては、相談を行う専門職員の研修が必要となりますので、開設は令和10年10月１日を予定しております。

以上になります。

○１６番（佐藤　悟）

御答弁ありがとうございました。

こども計画の中間見直しの手続に半年程度かかったこと、間違えた、すみません、失礼しました。議会の議決が通り次第、スムーズにいけば約２年後には、こまき若者財団が設立するということが理解できました。

そこで、最後に再質問させてください。現在の講座開催業務の委託期間は、令和８年度末までですが、指定管理移行までの運営はどのようにしていくのかお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

当初は現在の講座開催業務委託の契約期間が終了する令和８年度末をもって全館を指定管理に移行することを検討していましたが、小牧市こども計画の中間見直しの手続に半年程度の時間を要したことのほか、新たに、こども若者財団を設立するためには一定の準備期間と必要な議決を要しますことから、こども若者財団による指定管理への移行時期は、最短でも令和10年４月からとなります。

このため現在の講座開催業務委託につきましては、随意契約により１年間延長することを検討しております。

以上になります。

○１６番（佐藤　悟）

御答弁ありがとうございました。

こども計画の中間見直しの手続に半年程度かかったこと、また、一定の準備期間と

必要な議決が必要であり、最短でも令和10年４月からとなるため、現在の業務委託を１年間延長していくということが理解できました。未来の小牧市を担う子ども、若者たちのためにも切れ目なく向き合っていただけること、そして、まちづくりに参加から参画していただける若者たちがさらに増えますことを切に願い、全ての質問を終了いたします。御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

以上で一般質問を終わります。

日程第３、「議案審議」に入ります。

議案第84号から議案第118号までの議案35件を一括して議題といたします。

質疑に入ります。

通告順に発言を許します。

河内伸一議員。

○２３番（河内伸一）

23番河内伸一。ただいま議長の許可をいただきましたので質疑いたします。

議案第115号、令和８年度小牧市一般会計補正予算（第４号)。

令和、失礼しました。債務負担行為補正、94ページでありますが、小牧駅周辺整備測量設計委託事業3,590万円、また同じく債務負担行為補正、95ページ、都市計画決定図書等作成委託事業410万円であります。

（１）として、小牧駅周辺の再整備について、小牧駅周辺整備の考え方について伺います。

○議長（舟橋秀和）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

今回、債務負担行為補正として計上しております、小牧駅周辺整備測量設計委託事業及び都市計画決定図書等作成委託事業につきましては、本年８月に策定しました小牧駅前広場等整備基本計画に基づき、整備を進める上で必要な経費を計上するものであります。

小牧駅前広場等整備基本計画は、令和４年３月に策定した小牧市中心市街地グランドデザインに位置づけた取組の一つとして、老朽化対策や旧桃花台線小牧駅舎跡地の利活用等の課題が顕在化する、小牧駅前広場の再整備を進めるに当たり策定したものであり、策定に当たっては、学識経験者や関係団体の代表者などで構成される有識者会議における計４回の議論やパブリックコメントを実施してまいりました。

そして、小牧駅前広場等整備基本計画では、町の活性化に資するにぎわいの創出、

安全安心で人に優しい空間づくり、居心地がよい空間づくりの３つを基整備の基本方針に位置づけ、駅前広場の再整備計画を示しています。

再整備計画の内容につきましては、現在の駅前広場は、全体的に老朽化が進んでおり、将来に向け機能更新を図っていく必要があり、加えて駅東側の旧桃花台線小牧駅舎跡地は、仮設駐輪場や未利用地となっており、市の玄関口としてふさわしい空間となるよう、有効活用を図る必要があります。そのため、駅前広場全体でリニューアルを図り、誰もが安心して利用できる空間やきれいで滞在したくなるような居心地のよい空間とすることとしております。

また、にぎわい創出の観点から、駅東側については、人と車が行き交う都市の主要交通軸であり、本市のシンボルロードである市道小牧駅前線に面する位置に都市公園を配置し、気軽に立ち寄りやすく、新たなにぎわいが生まれやすい環境を整えることとしています。

そして、既存民間施設や都市公園については、官民連携により、民間事業者が有するノウハウやアイデアを取り入れながら、施設の活用や飲食店等のにぎわい創出につながる施設の整備を図る計画としています。

こうしたことから､バスロータリーについては､北側に配置するものでありますが、これにより工事期間中においても、現在のバスロータリーを使用しながら整備を進めることができ、仮設のバスロータリーを整備する必要がないことから、工事中の利用者の利便性はもとより、施工性、経済性の面でのメリットもあるものと考えております。

一方、駅西側については、芝生広場となっている駅西公園と一般車等ロータリーの配置は現状のままとし、市道小牧駅西線を南から北への一方通行化を図り、歩行者横断が可能となるよう再整備を行う計画としています。

これにより、小牧駅からラピオまでの直線的な歩行者動線を確保するとともに、歩行者に優しい道路空間とすることで、人の流れを呼び込み、小牧駅、中央図書館、ラピオといった中心市街地の核となる施設で発現されるにぎわいに連続性、一体性が生まれるものと考えております。

今回、上程しました補正予算案につきましては、この基本計画に基づき、小牧駅周辺整備測量設計委託事業として、駅東バスロータリーの再整備に係る基本設計及び市道小牧駅西線の一方通行化に係る実施設計の費用を合わせて3,590万円を、都市計画決定図書等作成委託事業として、公園等の都市施設の再配置に当たり必要となる都市計画変更を行うための図書等作成費用410万円をそれぞれ計上するものであります。

以上です。

○２３番（河内伸一）

ただいま（１）のア、ついてはｻｲｼﾂはございません。

続きまして（２）として、事業の見通しについて、今後の事業の進め方について伺います。

○議長（舟橋秀和）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

２つの委託事業の債務負担行為補正につきましては、小牧駅前広場等整備基本計画に基づき、速やかに整備を進め、可能な限り早期ににぎわい創出の効果を発現させるため、本定例会において必要な予算措置をお願いするものであり、いずれの委託事業も翌年度にまたがるため､令和９年度までの債務負担行為としているものであります。

再整備のスケジュールにつきましては、基本計画に記載のとおり事業全体の整備完了を令和12年度としておりますが、実際の実施時期については、財政状況などを踏まえながら検討、判断するとともに、事業実施中に周辺環境や前提条件などに大きな変化が生じた場合には、整備計画の内容やスケジュールの見直しも含め、柔軟に対応することとしています。

こうした中、まずは都市計画変更、駅東バスロータリーの基本設計及び市道小牧駅西線の実施設計の業務に着手したいと考えており、今回、補正予算案に対する御議決をいただきましたら、速やかにこれらの業務を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（舟橋秀和）

次に、安江美代子議員。

○１１番（安江美代子）

11番安江美代子。それでは、令和８年度小牧市一般会計補正予算（第４号）について、お尋ねをいたします。

債務負担行為補正、小牧駅周辺整備測量設計委託事業、債務負担行為補正、都市計画決定図書等作成委託事業について、お尋ねをいたします。

まず、（１）小牧駅前広場等整備基本計画についてお尋ねしたいと思います。

この計画は８月14日に公表をされました。今回この基本計画の中では、駅東の北側のメロディーパークがあったところに、バスロータリーを移動させるという計画があると思います。2022年、令和４年にこの場所は駅東公園として整備する計画で、サウンディングが行われましたが、公園整備には至らなかったという経緯があると思います。

今回は、公園を南側に整備して、にぎわいの創出をつくるという計画です。その他、老朽化しているところの整備も含めて、概算で11億円かけることだと聞いております。これについて、市民から疑問の声が寄せられているので質問をさせていただきます。

まず、バスロータリーを北側に移転する必要性をお尋ねいたします。

○議長（舟橋秀和）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

先ほど、河内伸一議員にお答えしましたとおり、現在の駅前広場につきましては、全体的に老朽化が進んでおり、将来に向け機能更新を図っていく必要があることや、旧桃花台線小牧駅舎跡地を有効活用する必要があることから、駅前広場全体でリニューアルを図り、誰もが安心して利用できる空間や、きれいで滞在したくなるような居心地のよい空間とするものであります。

また、にぎわい創出の観点から、駅東側については人と車が行き交う都市の主要交通軸であり、本市のシンボルロードである市道小牧駅前線に面する位置に都市公園を配置し、気軽に立ち寄りやすく、新たなにぎわいが生まれやすい環境を整えるものであります。

こうしたことから、バスロータリーについては、北側に配置するものでありますが、これにより、工事期間中においても現在のバスロータリーを使用しながら整備を進めることができ、仮設のバスロータリーを整備する必要がないことから、工事中の利用者の利便性はもとより、施工性、経済性の面でのメリットもあると考えております。

以上です。

○１１番（安江美代子）

（１）は終わります。

次に、（２）町の活性化に資するにぎわいの創出についてお尋ねします。

小牧駅前広場等整備基本計画の中に記載のあります、民間活力を生かしたにぎわいの施設の設置と書いてありますけれども、具体的にどういう施設を誘致をするのか、お尋ねいたします。

○議長（舟橋秀和）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

小牧駅前広場等整備基本計画では、整備の基本方針の一つである町の活性化に資するにぎわいの創出に基づく主な施策として、民間活力を生かしたにぎわい施設の設置を位置づけています。

そして、先ほど河内伸一議員にお答えしましたとおり、既存民間施設や都市公園については、官民連携により、民間事業者が有するノウハウやアイデアを取り入れながら、施設の活用や飲食店等のにぎわい創出につながる施設の整備を見据えているものであります。

具体的な施設内容や導入する官民連携手法等につきましては、民間事業者の意向等も踏まえながら、今後検討を深めていくこととなりますが、都市公園法に基づく官民連携手法であり、基本計画に記載のあるＰａｒｋ－ＰＦＩを活用し、飲食店等の立地が実現した場合には、民間の創意工夫を生かした人々が集い滞在できる施設として、持続的なにぎわいの創出が図られるとともに、市の財政負担の軽減にもつながることが期待できると考えております。

以上です。

○１１番（安江美代子）

（２）の質問を終わります。

続いて、（３）事業の費用対効果について、お尋ねしたいと思います。

今いろいろ具体的に基本計画について述べていただきました。しかしですね、今の時代ですね、人口減少、そして少子高齢化、物価高騰等による生活不安、こういう今の社会情勢でございます。今のようなこういう社会情勢に合った政策であるというふうに、この計画を考えているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（舟橋秀和）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

本格的な人口減少や少子高齢化の進行、物価高や建設費の高騰等、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、今後のまちづくりにおいて、限られた行政資源をどこにどのように投入していくかという都市経営の視点が、これまで以上に重要になってくると考えています。

その中で、中心市街地は鉄道駅などの公共交通をはじめ、商業施設、住宅、公共施設など、様々な都市機能が集積する本市にとって重要な都市経営上の拠点であると認識しています。そのため、中心市街地を活性化させることは、本市がこれまで整備してまいりました道路、駅前広場、公共施設等の有効活用につながるものであり、加えて、町なか居住の促進や商業、交流機能の集積による地域経済の好循環をもたらします。これらは、コンパクトシティの実現はもとより、将来にわたる持続可能な税収基盤の維持、強化を図る上でも不可欠な都市経営上、重要な政策であると考えております。

本市では、中心市街地活性化に向け、令和４年３月に策定いたしました小牧市中心市街地グランドデザインにおいて、小牧山や中心市街地の魅力を生かし、歩いて楽しめる活気ある町を将来像として掲げております。

本事業は、これまで整備を進めてまいりました中央図書館やこども未来館で創出したにぎわいを、中心市街地全体へと波及させ、町なかの回遊性を高めるとともに、小牧駅から小牧山を結ぶエリア全体の価値を高め、当該エリアのにぎわい創出と経済活性化を実現する上で極めて重要な施策の一つであると捉えております。

現在の駅前広場は、大半が整備から35年以上が経過し、施設の老朽化が進行しており、安全面や機能面はもとより、景観や美観の点からも、その対応が急務となっています。

しかしながら、部分的な補修を繰り返した場合、初期費用は抑えられる一方で、継続的な修繕や更新費用など、都市基盤の維持コストがさらに膨らむこととともに、膨らむとともに、施設の機能低下を招き、結果として利便性の低下と将来の負担を増大させる懸念があります。

また、旧桃花台線小牧駅舎跡地につきましても、暫定整備のまま未利用地となっており、市の玄関口にふさわしい空間となるよう、有効活用を図る必要があることから、単なる現状維持ではなく、駅前広場全体としてリニューアルを図る必要があると判断しています。

このように、人口減少をはじめとする社会情勢が大きく変化する中において、町なか居住や経済循環を促し、中心市街地活性化を推進していくことは、持続可能な都市経営を担保する上で極めて重要であると考えており、その中核をなす本事業を確実に実施していくことは、将来に向けて必要な施策であると考えております。

以上です。

○１１番（安江美代子）

いろいろ計画を今答弁いただきましたけれども、この中でですね、特に緊急を要する事業というのは何なのかということをお尋ねしたいと思います。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

特に緊急性を要するといいますか、優先度が高い事業といたしましては、駅前とラピオの間の道路、ここが東西を分断しておりますので、その小牧駅西線の一方通行化、まずはこちらを整備いたしまして、東西の人の流れをよりしやすくなるよう、そういったことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（舟橋秀和）

発言通告による質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題といたしております、議案第84号から議案第118号までの議案35件については、会議規則第36条第１項の規定により、議案委員会付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま、委員会付託といたしました議案35件は、会議規則第43条第１項の規定により、９月14日までに審査を終わるよう期限を付したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって、議案35件については、９月14日までに審査を終わるよう期限を付することに決しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、９月15日、午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって本日の会議は散会いたします。

（午後２時53分　散　会）

（概要版）

令和８年小牧市議会第３回定例会議事日程（第４日）

令和８年９月４日午前１０時　開議

第１　諸般の報告

　　１　説明員出席要求者の報告

第２　一般質問

　　１　個人通告質問

第３　議案審議

　　自　議案第　８４号
　　至　議案第１１８号　　｝質疑　　｝委員会付託